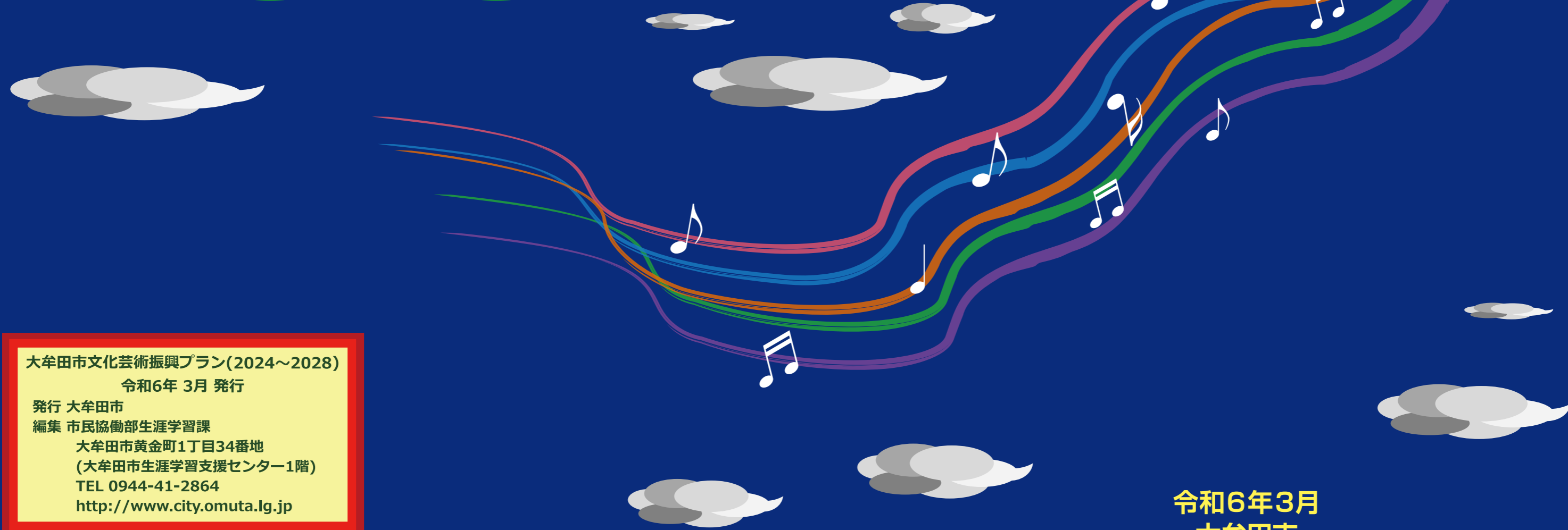
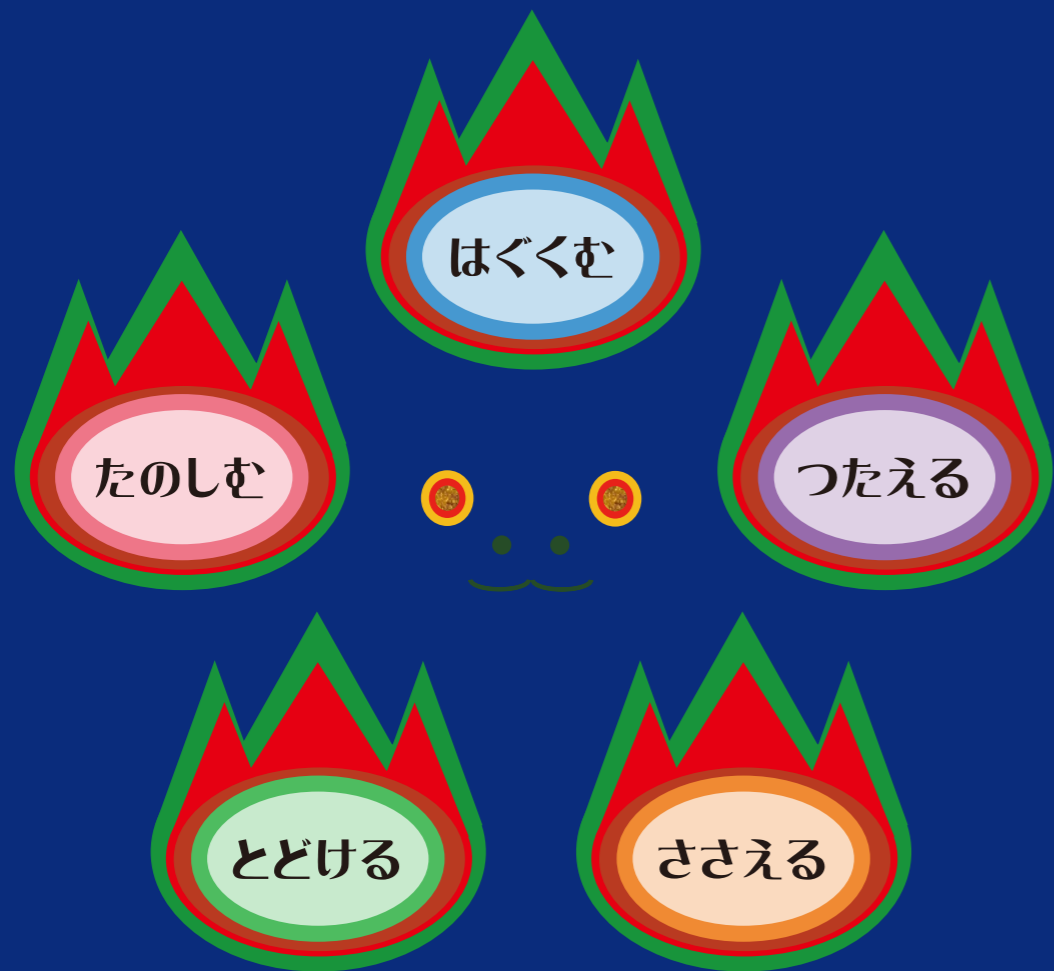


文化芸術に触れることによって 心豊かで持続可能な大牟田の未来を創る

振	文	大
興	化	牟
プ	芸	田
ラ	術	市
ン	2024 >> 2028	



大牟田市文化芸術振興プラン(2024~2028)
 令和6年 3月 発行
 発行 大牟田市
 編集 市民協働部生涯学習課
 大牟田市黄金町1丁目34番地
 (大牟田市生涯学習支援センター1階)
 TEL 0944-41-2864
<http://www.city.omuta.lg.jp>

令和6年3月
大牟田市

はじめに



大牟田市では、平成27年に第1期となる「大牟田市文化芸術振興プラン（2015～2019）」を策定し地域文化の振興に取り組んできました。その後、大牟田市の文化振興の状況や市民意識調査などの意見を踏まえ令和2年に第2期となる「大牟田市文化芸術振興プラン（2020～2023）」を策定し、文化芸術に親しみ心豊かに生活できるまちを目標とした施策を推進してきました。

そのような中、国においては「文化芸術基本法」に基づいた、第2期の文化芸術推進基本計画の策定、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、さらには文化芸術を起点とした観光、産業、福祉などの新たな価値の創出や社会包摂の観点からの新たな価値の創出が提唱されるなど、文化芸術の社会における役割が拡大されています。

第2期文化芸術振興プランに基づいた取組みの過程においては、令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症などの影響により市民が文化芸術に触れる機会が減少するとともに、文化芸術活動が制限を受けるなど、施策の推進に対して大きな影響が生まれました。

このような経過や背景を踏まえ、この度、大牟田市の状況や市民意識調査などの意見を反映させた新たな施策を展開するために、「大牟田市文化芸術振興プラン（2024～2029）」を策定（大牟田市文化芸術振興プランの改訂）することとしました。

本プランでは、「文化芸術に触れることによって心豊かで持続可能な大牟田の未来を創る」を基本理念とするとともに5つの基本目標を定めました。また、5つの基本目標のうち、基本目標1（文化芸術で未来をはぐくむ）及び基本目標4（文化芸術活動をささえる）を重点的に取り組む基本目標として位置づけることとしました。

文化芸術は、人々の心を豊かにするだけでなく、まちの魅力を高め、多くの人を惹きつけ、活力を生み出します。また、さまざまな関連する分野への活用を図ることによって課題の解決やまちづくりへと結びつくことも可能となります。本プランでも文化芸術の魅力やチカラを活かして、大牟田市が掲げる目指す都市像の実現に邁進してまいります。

結びにあたり、本プラン策定に当たって、ご尽力賜りました大牟田市文化芸術振興審議会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

大牟田市長 関 好孝

大牟田市文化芸術振興プラン | 目次

第1章 第3期プラン策定にあたって

- 1 第3期プラン策定の目的や背景 1
- 2 対象となる文化芸術の範囲 2
- 3 国及び県の計画等の概要 3
- 4 第3期プランの位置づけ 5
- 5 持続可能な開発目標(SDGs) 6
- 6 第3期プランの期間 7

第2章 大牟田市の文化芸術を取り巻く現状と課題

- 1 文化芸術をめぐる法律等の改正の動き 9
- 2 大牟田市の現状 9
- 3 大牟田市の文化芸術に関する社会資源 10
- 4 大牟田市が実施してきた主な文化芸術事業 14
- 5 市民意識調査などの結果 17
- 6 第2期プランの総括 23

第3章 第3期プランの目標と具体的な取組み

- 1 基本理念と基本目標の設定 29
- 2 基本目標の方向性と目標達成のための施策 30
- 3 施策体系 31
- 4 成果指標 32
- 5 文化芸術振興の取組み 33
- 6 基本目標と施策、主な取組みと関係団体 42

第4章 第3期プランの推進について

- 1 第3期プランの推進にあたって 45
- 2 第3期プランの進捗管理と推進体制 48

資料編

- 1 文化芸術に関する関係法律 51
- 2 市民意識調査などから見てきた主な特徴(文化芸術振興審議会における資料より抜粋) 59
- 3 大牟田市文化芸術振興審議会委員名簿 66
- 4 大牟田市文化芸術振興プラン(第3期)の素案に対する市民意見募集結果 66
- 5 大牟田市文化芸術振興プラン(第3期)策定審議の経過 67
- 6 答申書 68

第1章

第3期プラン策定にあたって

ここでは第3期大牟田市文化芸術振興プラン策定意義と背景などについて記します。

- ① 第3期プラン策定の目的や背景
- ② 対象となる文化芸術の範囲
- ③ 国及び県の計画等の概要
- ④ 第3期プランの位置づけ
- ⑤ 持続可能な開発目標(SDGs)
- ⑥ 第3期プランの期間

1

第3期プラン策定の目的や背景

1. 第3期プラン策定の目的

大牟田市では、文化芸術を通して、市民の皆様一人ひとりが心豊かで質の高い生活を送り、創造性に富んだ活力ある地域社会を実現することを目的に平成27年に第1期の大牟田市文化芸術振興プラン(2015～2019)を策定しました。

その後、少子高齢化やグローバル化¹の進展、さらには人々の価値観やライフスタイルの多様化など、取り巻く状況が大きく変化したことや文化芸術に関する法律の改正、さらには、本市の文化振興の状況や市民意識調査などの意見を踏まえ、令和2年に第2期の大牟田市文化芸術振興プラン(2020～2023)(以下「第2期プラン」といいます。)を策定しました。

このような中、令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術振興の施策の推進においても大きな影響が生じる事態となりました。しかし、このような状況下にあっても、文化芸術は、生きる喜びや誇りを与え心豊かな市民生活を築く基盤となり、多様な文化や価値観を共有することができる寛容性の高い社会の形成に寄与することが期待されます。また、他の分野と密接に連携することで魅力あふれる活力のあるまちづくりを推進する上で大きな役割を果たすものと考えられます。

このようなことから、これからのまちづくりにおける文化芸術の役割を再確認するとともに、本市の文化芸術の振興と、文化芸術活動を通じた人づくり・まちづくりにつなげることを目的として、第3期の大牟田市文化芸術振興プラン(以下「第3期プラン」といいます。)を策定します。

2. 第3期プラン策定の背景

第2期プランでは「文化芸術に親しみ心豊かに生活できるまち～文化芸術を通して人々が相互に尊重しながら多様性を認め合う心豊かなまちを実現する～」を大きな目標に掲げ、「文化芸術事業の充実」と「文化芸術の環境づくり」の視点に沿って4つの基本目標を設定しました。

今日、人口減少社会の到来や国際交流・グローバル化の進展、ICT²などの技術革新、SDGs(持続可能な世界を実現するための開発目標)達成に向けた取組みの推進など社会状況が大きく変化する中で、社会の要請に応えるとともに、関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められています。

国においては、「文化芸術基本法」に基づき、第2期の文化芸術推進基本計画が策定され「文化芸術と経済の好循環」の実現に向けた取組みが示されています。

¹ 文化、経済など人間の諸活動、コミュニケーションが国や地域などの地理的境界、枠組みなどを越えて大規模に行われるようになり地球規模で統合、一体化される情勢。

² 情報通信技術の略で通信技術を活用したコミュニケーション。

また、平成30年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術活動推進法)」が施行され、文化芸術の社会における役割が拡大されることとなりました。

さらに、福岡県では、文化芸術の振興に関する条例が令和2年3月に制定されたことに伴い、令和3年3月に福岡県文化芸術振興基本計画が策定されました。同計画では、年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず、等しく文化芸術に親しむことができる環境づくりや障害のある人の文化芸術活動の推進、文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信などを柱に取組みを進めることとしています。

2 対象となる文化芸術の範囲

本計画における「文化芸術」の範囲は、原則として「文化芸術基本法」に例示されている芸術、メディア芸術、伝統芸能など(文化財等を除く)を対象とします。

【参考】 文化芸術基本法における文化芸術の例示

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽 ³ 、能楽 ⁴ 、文楽 ⁵ 、歌舞伎 ⁶ 、組踊 ⁷ その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物及びレコード等	—
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

【参考】 文化芸術基本法 第2条第10項

文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図れるよう配慮されなければならない。

³ 日本の古典音楽の一つ

⁴ 日本の伝統芸能で能と狂言とを包含する総称

⁵ 人間浄瑠璃の芝居

⁶ 日本の伝統演劇

⁷ 琉球王国時代の沖縄で創設された琉球の歌舞伎

3

国及び県の計画等の概要

1. 「文化芸術推進基本計画(第2期)－価値創造と社会・経済の活性化－」の概要

(1) 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5か年計画

(2) 中・長期的目標

- ①文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供
- ②創造的で活力ある社会の形成
- ③心豊かで多様性のある社会の形成
- ④持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

(3) 重点取組及び施策群

- ①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- ②文化資源の保存と活用の一層の促進
- ③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- ④多様性を尊重した文化芸術の振興
- ⑤文化芸術のグローバル展開の加速
- ⑥文化芸術を通じた地方創生の推進
- ⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

2. 文化経済戦略において示された「文化芸術を起点とした価値連鎖」

文化芸術を起点とした価値連鎖(バリューチェーン)



出典：文化庁「文化経済戦略」

国が平成29年に策定した「文化経済戦略」においては、国・地方自治体・企業・個人が文化芸術に対しての戦略的投資を拡大することによって、文化芸術を起点とした国際交流や観光、産業などにおける新たな価値が生まれることが示されています。

また、社会包摂の観点においても、文化への投資の充実により、子どもに対する一流の芸術団体・芸術家等による質の高い文化芸術を鑑賞・体験

する機会の拡充、年齢の違いや障害の有無、国籍の違いなどに関わらず、全ての人が芸術文化活動に参加する機会が拡充されることも示されており、このような新たな価値が文化に再投資され持続的な発展に繋がる好循環が構築されることが提唱されています。

3. 「福岡県文化芸術振興基本計画」の概要

(1) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5か年計画

(2) 目指すべき姿

県民の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現

(3) 4つの施策の柱と方向性

●柱1 文化芸術の振興

地域の多様な人々により行われる文化芸術活動を支援するとともに、県内各地域の歴史・風土などを反映した特色ある多様な文化芸術を保護し、その発展を図る。

①芸術・芸能・生活文化等の振興

②伝統芸能・伝統工芸等の継承・発展

③文化財等の保存・活用

④世界文化遺産等の継承

●柱2 文化芸術に親しむことができる環境づくり

県民がその年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境づくりを進めていく。

①文化芸術に親しむ機会の充実

②文化芸術を育む人づくり

③文化的・歴史的景観等の保全・活用

●柱3 障がいのある人の文化芸術活動の推進

障がいのある人の文化芸術活動を推進し、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性及び能力の発揮並びに社会参加を図ることで、誰もが多様な選択肢を持つ社会の構築につなげていく。

①障がいのある人の文化芸術活動の促進

②障がいのある人の創造活動を支える体制づくり

●柱4 文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信

文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、観光その他の関連分野における施策との有機的な連携を図るとともに、本県の文化芸術の魅力を力強く発信し、文化芸術を通じた国内外の地域との交流の推進を図る。

①文化芸術を活用した地域活性化

②文化芸術を通じた国際交流の推進

③文化芸術の魅力の発信

4 第3期プランの位置づけ

1. 文化芸術基本法との関係

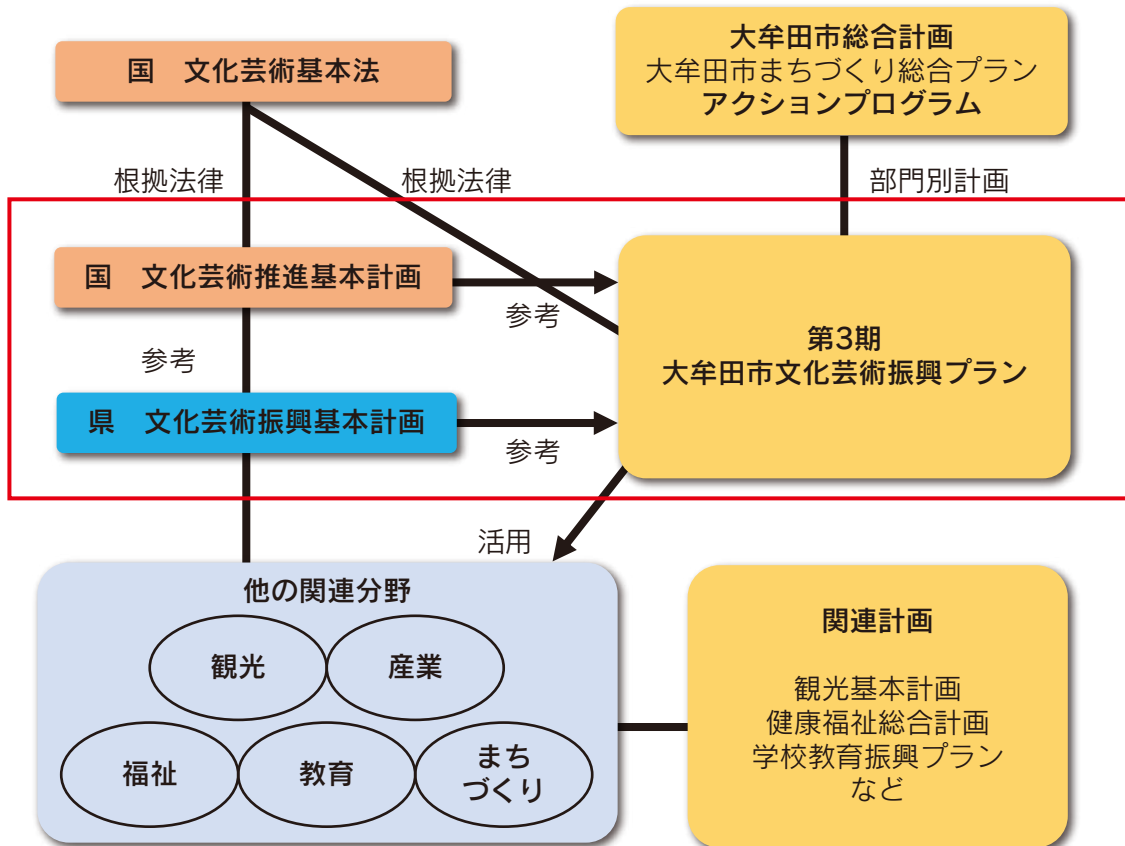
第3期プランは、文化芸術基本法第7条の2に基づいて策定します。

【参考】 文化芸術基本法 第7条の2

都道府県及び市町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第3号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

2. 大牟田市まちづくり総合プランとの関係

第3期プランを、「大牟田市まちづくり総合プラン⁸」を上位計画とする分野別計画の一つに位置づけるとともに、まちづくり総合プランに定める目標達成のための指針として位置づけます。また、その他の関連する分野への活用を図ることによって他の関連計画に掲げる施策の実現にも繋げるものです。



⁸ 大牟田市における行政運営の最上位計画。

5 持続可能な開発目標 (SDGs)

大牟田市では全ての市立小・中・特別支援学校が平成24年にユネスコスクール⁹の認定を受け、学校や地域の実態に合わせて、持続可能な開発のための教育(ESD)を行っています。学校と家庭と地域などが連携協力し、大牟田市をあげて「ESD」を進めています。

また、平成27年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標」(SDGs)が策定されました。

このような中、令和元年には、大牟田市は内閣府の「SDGs未来都市¹⁰」に選定され、SDGsに関する啓発や地域課題の解決の加速化を図り、持続可能なまちづくりに向けた取組みを進めるとともに、文化芸術の分野でも持続可能な社会の発展に繋げる取組みを進めています。

第3期プランは、SDGsの理念である包摂性、参画型、統合性などを踏まえ、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術と関わる機会を創出することや、市民、文化団体、企業、教育機関など多様なステークホルダー¹¹との連携、産業・観光等の分野との相乗効果などを念頭において策定しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



⁹ ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校。

¹⁰ SDGs達成に向けた取組みを積極的に進める自治体を公募し、経済・社会・環境の三方面の統合的取組みにより新たな価値を創造する提案を行った自治体を認定する制度。

¹¹ 企業・行政・NPO等の利害と行動に直接・間接的な利害関係を有する者。

6

第3期プランの期間

第3期プランの期間は、第7次の大牟田市まちづくり総合プランの計画年数が令和6年度(2024年度)から10年間で、5年後である令和10年度(2028年度)に中間見直しを行うこととなっていることから、第3期プランの期間を令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とし、社会情勢の変化や事業の進捗状況などにより、必要な見直しを図ります。

年度（平成・令和）													
H27 2015 年度	H28 2016 年度	H29 2017 年度	H30 2018 年度	R1 2019 年度	R2 2020 年度	R3 2021 年度	R4 2022 年度	R5 2023 年度	R6 2024 年度	R7 2025 年度	R8 2026 年度	R9 2027 年度	R10 2028 年度
第5次総合計画(4年) 大牟田市まちづくり 総合プラン				第6次総合計画(4年) 大牟田市まちづくり 総合プラン				第7次総合計画(10年) 大牟田市まちづくり 総合プラン					
									第3期 文化芸術振興プラン				
					第2期 文化芸術振興プラン								
第1期 文化芸術振興プラン													

第2章

大牟田市の文化芸術を取り巻く現状と課題

ここでは大牟田市の文化芸術を取り巻く現状と課題などについて記します。

- ① 文化芸術をめぐる法律等の改正の動き
- ② 大牟田市の現状
- ③ 大牟田市の文化芸術に関する社会資源
- ④ 大牟田市が実施してきた主な文化芸術事業
- ⑤ 市民意識調査などの結果
- ⑥ 第2期プランの総括

1

文化芸術をめぐる法律等の改正の動き

1. 文化芸術基本法（平成13年12月施行、平成29年6月改正）

文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的に施行されました。

改正時には、表現の自由の重要性を含むその保障が強化されるとともに、文化芸術によって、政策分野のさまざまな社会課題を横断的に解決する方向性や地方文化芸術推進基本計画策定の努力義務が追加されました。

2. 劇場音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月施行）

文化芸術基本法の基本理念に基づき貸館中心の劇場、音楽堂等の運営における実演芸術の水準向上などの活性化について、劇場、音楽堂等の事業、関係者、国、地方公共団体などの役割について定めました。

3. 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月施行）

文化芸術基本法の基本理念に基づき障害の有無に関わらず文化芸術の鑑賞、参加、創造することができる環境の整備、障害者による芸術上の価値が高い作品等への支援、地域における障害者の作品の発表や交流の促進等に関して、国や地方公共団体の責務を定めました。

2

大牟田市の現状

大牟田市の人口は昭和30年代半ばに21万人近くまで達しましたが、以降、減少が続いており、令和5年4月1日の住民基本台帳による人口は107,633人、高齢化率は37.7%で人口減少とともに少子高齢化が進行しています。

このような人口減少や少子高齢化は、本市の文化芸術にも影響を及ぼし、文化芸術団体の会員の高齢化や会員数の減少、将来の文化芸術の担い手不足などの課題につながっています。

3

大牟田市の文化芸術に関する社会資源

1. 大牟田市の主な文化施設等の概要

(1) 大牟田文化会館

昭和61年開館。大牟田市、柳川市及びみやま市の区域における文化の向上と福祉の増進に寄与するため設置された文化施設。大ホール(1,512席)、小ホール(512席)、プラネタリウム、展示室、会議室、研修室、和室等を備えています。



(2) 大牟田市三池カルタ・歴史資料館等複合施設「カルタックスおおむた」

平成3年開館。市立図書館と三池カルタ・歴史資料館との複合施設。市立図書館は、約30万冊の図書資料等を所蔵しています。またボランティアの協力を得て週3回おはなし会を開催しています。令和4年5月からは、大牟田市、柳川市、みやま市、長洲町による共同運営である「ありあけ圏域電子図書館」をスタートし、普及啓発を図っています。三池カルタ・歴史資料館は、カルタ資料約13,000点、歴史資料など約3,000点を収蔵しています。



(3) 地区公民館

各種講座を実施するほかサークル活動や地域活動の拠点となる社会教育施設。市内7か所に地区公民館(中央・三川・勝立・吉野・三池・手鎌・駛馬)を設置しています。研修室、レクリエーション室、創作室、会議室等を備えています。



(4) 大牟田市立多目的活動施設「リフレスおおむた」

平成11年開所。体育館、キャンプ場を併せ持ち、各種の生涯学習や生涯スポーツなど多目的な活動を行える施設です。宿泊も可能で、各種講座や体験教室などを実施しています。



(5) 大牟田市市民活動等多目的交流施設「えるる」

平成25年開館。市民協働の拠点として市民活動の支援などを行うとともに、多世代が利用し、にぎわいを創出するための多目的交流施設で、市民活動やボランティアに関する情報を発信しています。研修室(学習室)、多目的ホール、調理室などを備えています。



(6) 大牟田市石炭産業科学館

平成7年開館。日本の近代化をエネルギーの面から支えてきた石炭。大牟田市にはかつてわが国最大の炭鉱「三池炭鉱」がありました。三池炭鉱の「歴史と技術」、「人と暮らし」に出会える施設で模擬坑道やエネルギー体験コーナーなどで楽しく体験、学ぶことができ、年間を通してさまざまな企画展やイベントなどが開催されています。また、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」三池炭鉱・三池港ガイドン



ス施設としてインフォメーションコーナーを設置しています。

(7)ともだちや絵本美術館

令和3年開館。大牟田市動物園内に位置し、動物園の新たな魅力創出につながっています。絵本原画を展示するほか、動物園などと連携し多様な企画展などを実施しています。また、休憩室を活用し、動物園や絵本関係のワークショップ¹²や講演会を実施しています。



(8)大牟田市延命公園野外音楽堂

昭和37年完成。その後、平成15年に大規模改修を行いました。大牟田市中心部にある緑豊かで広大な敷地を有する延命公園内にある青空ステージで、野外コンサートなどさまざまなイベントが開催されています。



(9)大牟田市総合体育館

令和6年4月供用開始予定。アリーナ(客席数約1,500席)、多目的ホール(客席数約220席)、柔道場・剣道場、卓球場、トレーニングルーム、会議室などを備えています。施設の設置目的に「講演会、展示会その他催事の場の提供」を掲げており、スポーツ・レクリエーションのみならず、文化芸術の活動・発表の場としても利用できます。



(10)ひまわりホール[民間施設]

ひまわりホールは、客席数が約120席で、グランドピアノが置いてありクラシックの演奏会を中心に利用されています。



(11)イオンホール[民間施設]

イオンホールは、イオンモール大牟田の2階にある多目的ホールです。個人や各種団体、サークルなどの文化芸術活動の発表の場として展示、発表会、コンサート等に利用されています。



(12)ゆめタウン大牟田 わくわく広場[民間施設]

ゆめタウン大牟田わくわく広場は、同施設内におけるさまざまなイベントが実施されるスペースで、文化芸術作品の展示やコンサートイベントなどで利用されています。



(13)大牟田市イノベーション創出拠点aureaイベントスペース[民間施設]

令和4年開館。大牟田市イノベーション創出拠点aureaのイベントスペースは、旧大牟田商工会館を再生したイノベーション創出拠点内のスペースで、展示やワークショップ、コンサート会場の一部として利用されています。



¹² 学びや想像、問題解決やトレーニングの手法。

2. 大牟田市の主な文化芸術団体の概要や取組み内容

(1) 大牟田音楽家協会

大牟田音楽家協会は、地域音楽文化の向上と会員の研鑽を目的として1978年に発足し、大牟田市を中心に音楽に携わる有志25人(令和5年4月1日現在)が入会しています。定期演奏会などの自主事業や大牟田市文化振興財団(以下「文化振興財団」といいます。)主催事業の共催団体としての各種コンサートの企画、さらには、文化振興財団が実施する音楽関連事業の実行委員会の委員としての参画など、本市の文化振興に積極的に関わりを持っている団体の一つです。



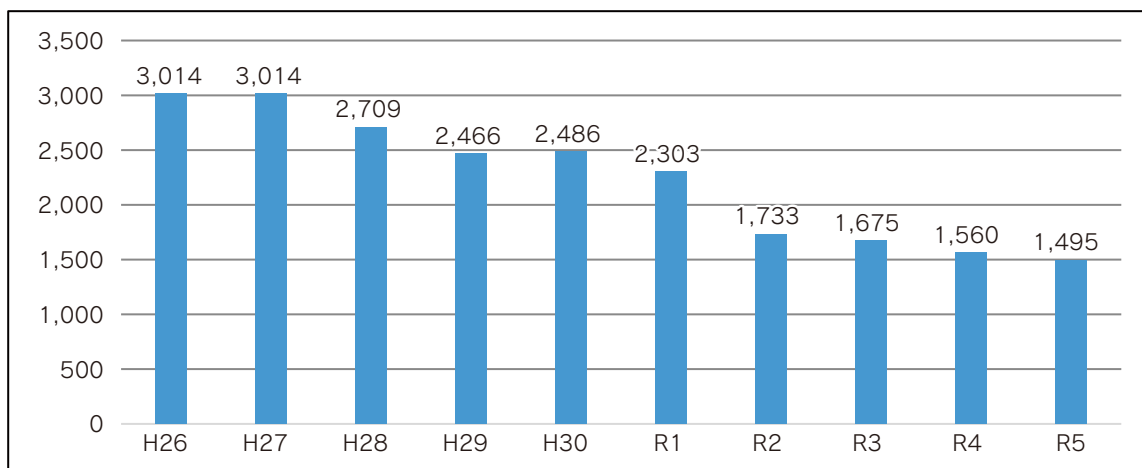
(2) 大牟田市地区公民館サークル

大牟田市には7つの地区公民館があり、各公民館で地域性を活かしたサークル活動などが行われています。登録サークル数は約160に及び、約1,900人の会員が活動されています。(活動内容についてはP14参照)

(3) 大牟田文化連合会

大牟田文化連合会は1954年に発足し、27団体(うち大牟田美術協会6部)が加盟しています(令和5年7月1日現在)。大牟田市民文化のつどい事業や、おおむた「大蛇山」まつりの前夜祭として舞台芸能の夕べや市民職場対抗歌合戦などを開催されています。

大牟田文化連合会の会員数は、平成27年までは、約3,000名でほぼ横ばいだったものの、それ以降は減少傾向となっています。特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は、活動施設の利用制限などの影響もあって活動力が低下し、その結果、令和5年度の会員数は1,495名と大幅に減少する結果となりました。



3. 大牟田市の主な文化芸術団体の分野別の規模

大牟田市内では、大牟田文化会館や地区公民館などの施設において定期的な活動を行っている文化芸術団体があります。令和5年6月1日現在における各文化芸術分野の団体数は以下のとおりです。

この他に、さまざまな経験や学習によって培われた知識や技術を社会のために活かそうとする人をボランティアとして登録する「生涯学習ボランティア登録派遣事業」(愛称:まなばんかん)において、文化芸術分野で登録しているボランティアも活動を行っています。(P16参照)

分野	内容	団体数
芸術	文学・音楽・美術・写真・舞踊 その他の芸術(押し花・折り紙・竹細工など)	約150団体
伝統芸能	能楽 その他の我が国古来の伝統的な芸能	約10団体
芸能	落語・歌唱 その他の芸能	約40団体
生活文化	茶道・華道・書道 その他の生活に係る文化	約60団体
国民娯楽	囲碁・将棋 その他の国民的娯楽	約20団体
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術	約5団体
地域における文化芸術	地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能	約5団体
合計		約290団体

4

大牟田市が実施してきた主な文化芸術事業

1. 文化施設や学校等で実施されてきた文化芸術関連事業

(1) 大牟田文化会館の事業

大牟田文化会館(公益財団法人大牟田市文化振興財団)では、年間約25本程度の自主企画事業を実施しました。子どもの育成を図る事業や大人も楽しめる鑑賞事業などを実施し、幅広い世代に文化芸術に触れる機会を提供しました。

特に子どもの育成を図る事業では、世界的に活躍するNHK交響楽団の特別コンサートマスター篠崎史紀氏とチェロ奏者藤村俊介氏を迎えてのアンサンブルレッスン及び中学生・高校生による修了コンサートなどを開催するなど、子どもたちの豊かな感性を育むと共に、楽器を通じたコミュニケーションの楽しさや音楽を心から楽しむ機会を創出する取組みなどを行ってきました。



(2) カルタックスおおむた(市立図書館、三池カルタ・歴史資料館)の事業

市立図書館では、週3回のおはなし会や読書ボランティアの養成講座、施設の特性を活かした特設展などを開催しました。

三池カルタ・歴史資料館では、古文書¹³などを活かした独自の企画展や企画展に関連するミュージアムコンサート、カルタ大会などを開催しました。

(3) 地区公民館の事業

7つの地区公民館では、地域性を活かしたサークル活動が行われています。サークル活動の発表の場であり、地域とのふれあいや連携を深める文化祭などが各地区公民館で開催されました。

また、「生涯学習ボランティア登録派遣事業」(愛称:まなばんかん)への登録などボランティアの育成も行われています。



(4) 石炭産業科学館の事業



石炭産業について学ぶことができる常設展示のほか、炭都をテーマに地元アート作家による展覧会「炭都国際交流芸術祭in大牟田」などを開催しました。

¹³ 特定の相手に意思を伝えるために作成された書類のうち、江戸時代以前のもの。

(5) 学校の授業における文化芸術に触れる取組み

市内の小・中・特別支援学校においては、教育課程上に文化芸術に触れる機会が位置付けられています。具体的には、「まちの芸術家派遣事業」などの外部講師を迎えての授業や芸術鑑賞会、クラブ活動等が積極的に行われています。(P16参照)



2. 協働型文化芸術事業

(1) 本市の特色を生かした文化芸術事業



本市は、日本のカルタや押し花文化の発祥の地といわれています。また絵詞(えことば)作家である内田麟太郎さんの出身であることや多くの漫画家を輩出するなどの特色を持っています。

このような特色ある文化の普及啓発を図るために関係団体などと協働で実行委員会を立ち上げ、子ども達が体験するなどの事業を実施しました。

(2) 若者の関心に合わせた文化芸術事業

若者の文化芸術活動への参加を促進するため、「ダンスチャレンジおおむた」の実施や、市内の高校生が日頃の活動を披露する「夢の花咲く青春祭」などを実施しました。



(3) 文化芸術が生み出すまちの魅力アップ事業



劇作家による演劇的手法を用いたワークショップや講演会を開催しました。多様な価値観を受け入れることや文化芸術の大切さについて理解を深める取組みを実施しました。

(4) 大牟田市民文化のつどい事業

大牟田文化連合会、大牟田美術協会などと協働で実行委員会を立ち上げ、舞台芸能や展示、文芸などの様々な分野の事業を年間約20本実施しました。

次世代の子どもたちに文化芸術を継承するため、ワークショップやギャラリートーク¹⁴なども実施しました。



¹⁴ 展示作品に対する解説などを交えたもの。

3. 子どもの文化芸術事業

(1) まちの芸術家派遣事業



まちの芸術家派遣事業では、音楽や美術などの様々な分野の文化芸術団体約21団体と7個人（令和5年7月1日現在）が登録しており、要望のあった学校に出向き、文化芸術活動を実践しました。

(2) 子どもアートスクールツアー

小学校4年生～6年生を対象に劇場や美術館に行き、質の高い文化芸術に直接ふれる体験ツアーを公募（定員40人）により実施しました。令和3年度はミュージカル鑑賞、令和4年度は美術館・博物館鑑賞、令和5年度は、ジャズやラテンのスペシャル・アレンジでディズニー音楽を鑑賞するツアーを実施しました。

(3) 音楽を通じた次世代を担う子どもたちの育成



大牟田市では、令和4年8月に公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団と「音楽を通じた魅力あふれるまちづくり推進協定」を締結し、次世代を担う子どもたちが音楽に触れる機会の充実を図りました。

- ①日本フィルハーモニー交響楽団の大牟田公演で市内の小中学生を招待（大牟田市100席、日本フィルハーモニー交響楽団100席の合計200席分を招待）
- ②次世代を担う子どもたちなどを対象にアンサンブルコンサート¹⁵を実施

4. 生涯学習ボランティア登録派遣事業（愛称:まなばんかん）

「生涯学習ボランティア登録派遣事業」（愛称:まなばんかん）に登録された文化芸術分野のボランティアが学校や地域に出向き、さまざまな経験や学習によって培われた知識や技能を社会のために活かす活動が行われています。



¹⁵ 二人以上でする歌唱または演奏のコンサート

5

市民意識調査などの結果

市民の文化芸術に対する意識やニーズ、文化芸術活動の実態等を把握し、大牟田市の文化芸術に関する現状と課題を明らかにするため、市民意識調査や各種アンケート調査を行いました。

1. 市民意識調査及び各種アンケート調査の概要

(1) 文化芸術に関する市民意識調査

調査実施時期	令和4年9月～10月
調査対象	市内在住の18歳以上の男女から1,000人を無作為抽出
調査方法	郵送により調査票を発送し、返信用封筒による郵送で回答を回収
回収サンプル数	437件（回収率 43.7%）

(2) 学校への子どもの文化芸術に関するアンケート調査

調査実施時期	令和5年5月
調査対象	市立小学校・中学校・特別支援学校 全28校
調査方法	学校でのアンケート配布及び回収
回収サンプル数	28件（回収率 100%）

(3) 保護者への子どもの文化芸術に関するアンケート調査

調査実施時期	令和5年5月
調査対象	市立小学校4校の5年生児童の保護者
調査方法	学校でのアンケート配布及び回収またはQRコード ¹⁶ による回答
回収サンプル数	145件（回収率 81.0%）

(4) 子どもに対する文化芸術に関するアンケート調査

調査実施時期	令和5年9月30日、10月1日の2日間
調査対象	押し花展覧会に来場した小学生
調査方法	アンケート配布及び回収による回答
回収サンプル数	92件

(5) 若者へのアンケート調査

調査実施時期	令和5年5月
調査対象	高校生や青年を対象とした若者
調査方法	市民活動等多目的交流施設「えるる」でのアンケート配布及び回収 QRコードによる回答
回収サンプル数	84件

(6) 文化芸術活動団体へのアンケート調査

調査実施時期	①令和4年12月～1月 ②令和5年5月
調査対象	①大牟田市民文化のつどいに参加している文化芸術団体 ②文化芸術活動を行っている地区公民館定期登録サークル ¹⁷
調査方法	アンケート配布及び回収
回収サンプル数	①17件（回収率 85.0%） ②76件（回収率 87.4%）

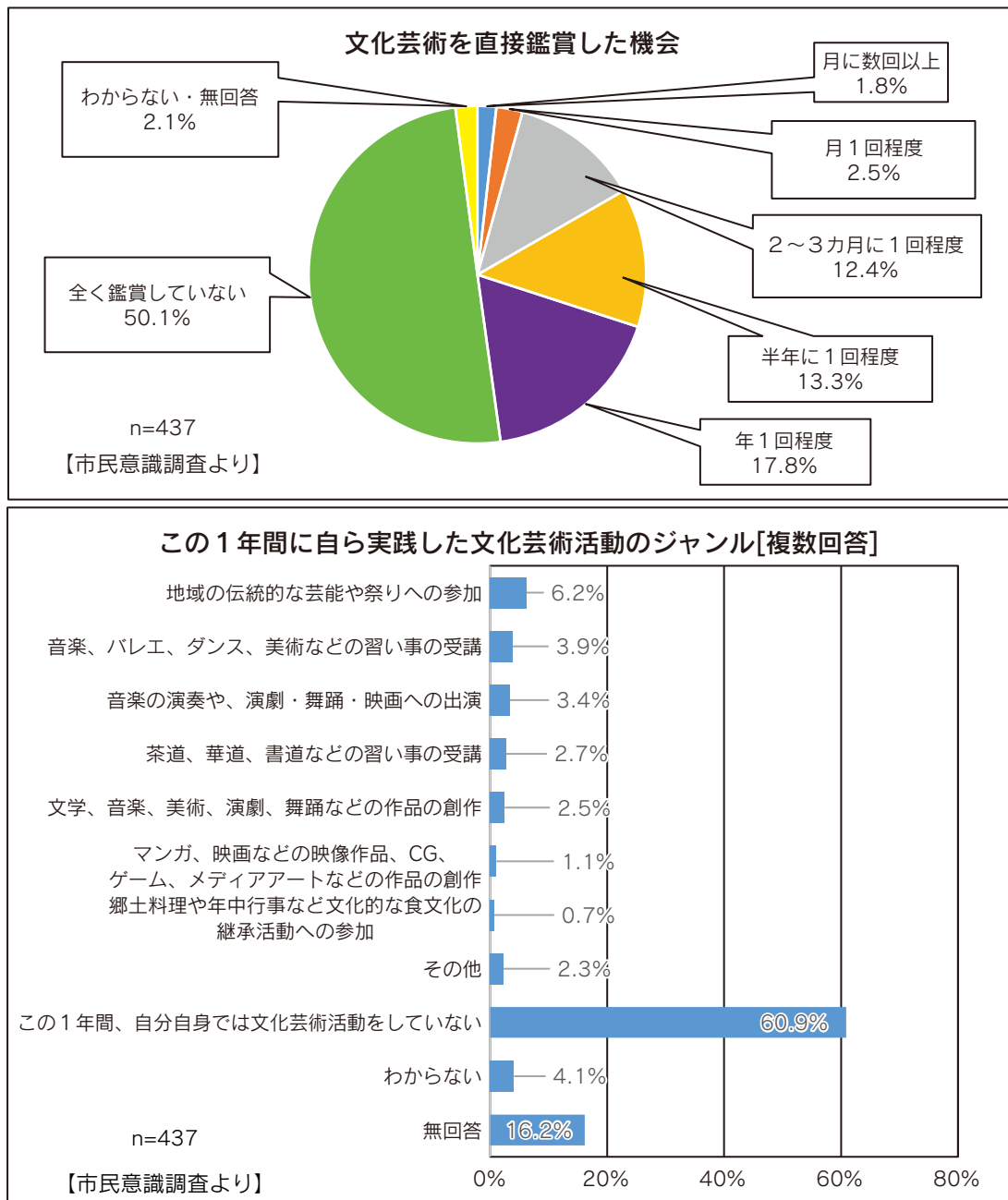
¹⁶ マトリックス型二次元コードでデータの読み込みや店頭決済用コードとして世界中で多用されている。

¹⁷ 地区公民館において年間を通じて部屋を予約し活動を行うことができる登録制のサークル

2. 文化芸術に関する市民意識調査などから見てきたもの

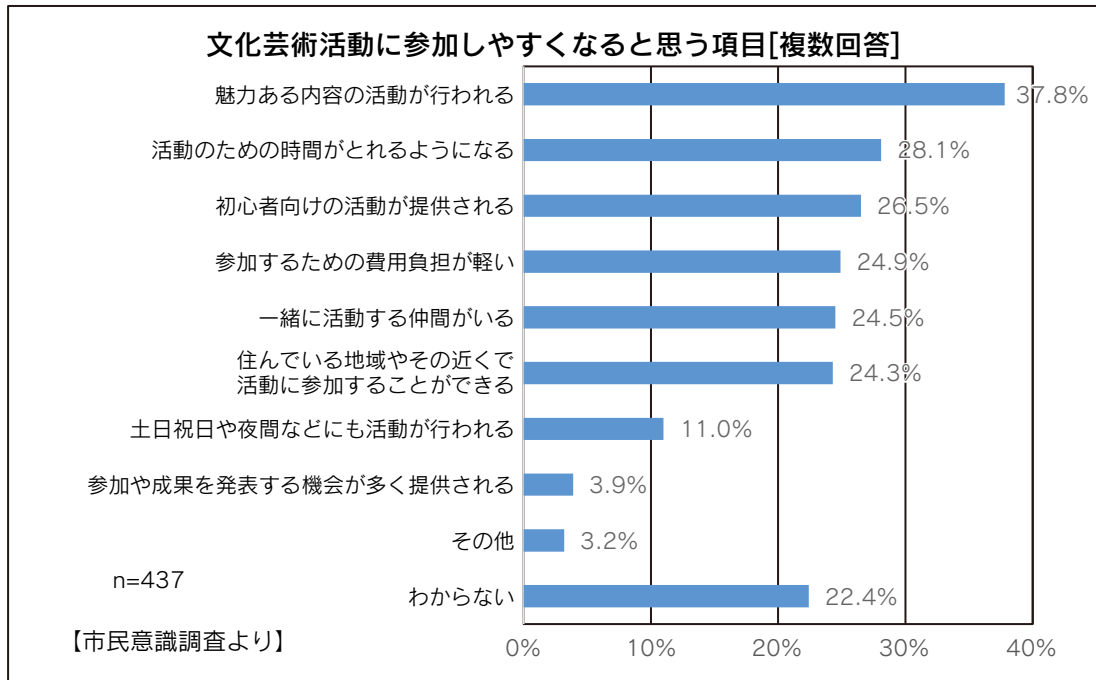
(1) 新型コロナウイルス感染症などの影響により、文化芸術活動を直接鑑賞する機会や行う機会が減少

市民意識調査によると、この1年間にホール、劇場、映画館や美術館などで、文化芸術活動を直接鑑賞した市民は、47.8%と半数を割る結果となりました。また、この1年間に鑑賞ではなく、自ら文化芸術活動の実践(創作や出演、習い事、祭りや体験活動への参加など)をした市民は、2割程度となり、さらには子どもにおいても学校以外の芸術活動の実践が少ない結果となりました。このことは、新型コロナウイルス感染症により直接鑑賞や活動の機会が全世代に亘って制限を受けたことが影響したものと思われる。



(2) 興味を持てるアーティストや作品に触れられる機会、ならびに魅力ある内容の活動への参加が望まれている。

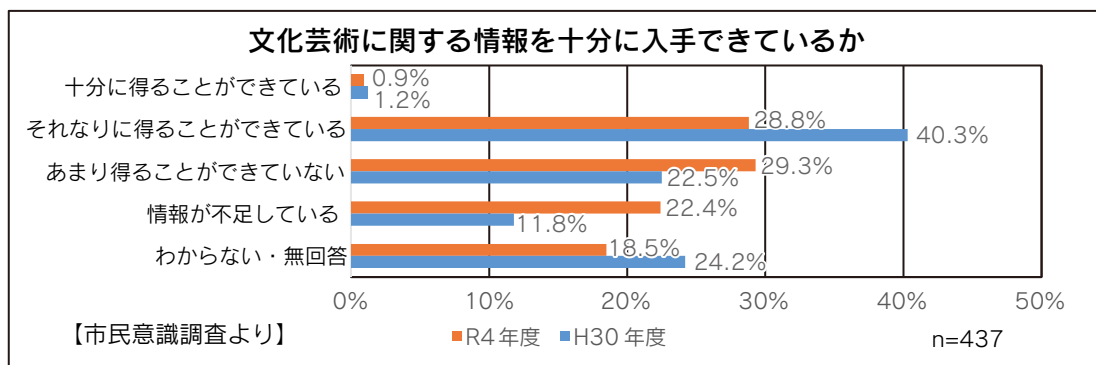
市民意識調査によると、文化芸術鑑賞に関心を持つようになると思う項目として、「興味を持てるアーティストや作品に出会う」が最も高い値となり、文化芸術活動に参加しやすくなると思う項目として、「魅力ある内容の活動が行われる」が最も高い値となりました。市民ニーズの把握はもとより、文化芸術に関する情報などを的確に把握し、市民が興味を示すような文化芸術を提供することが重要です。

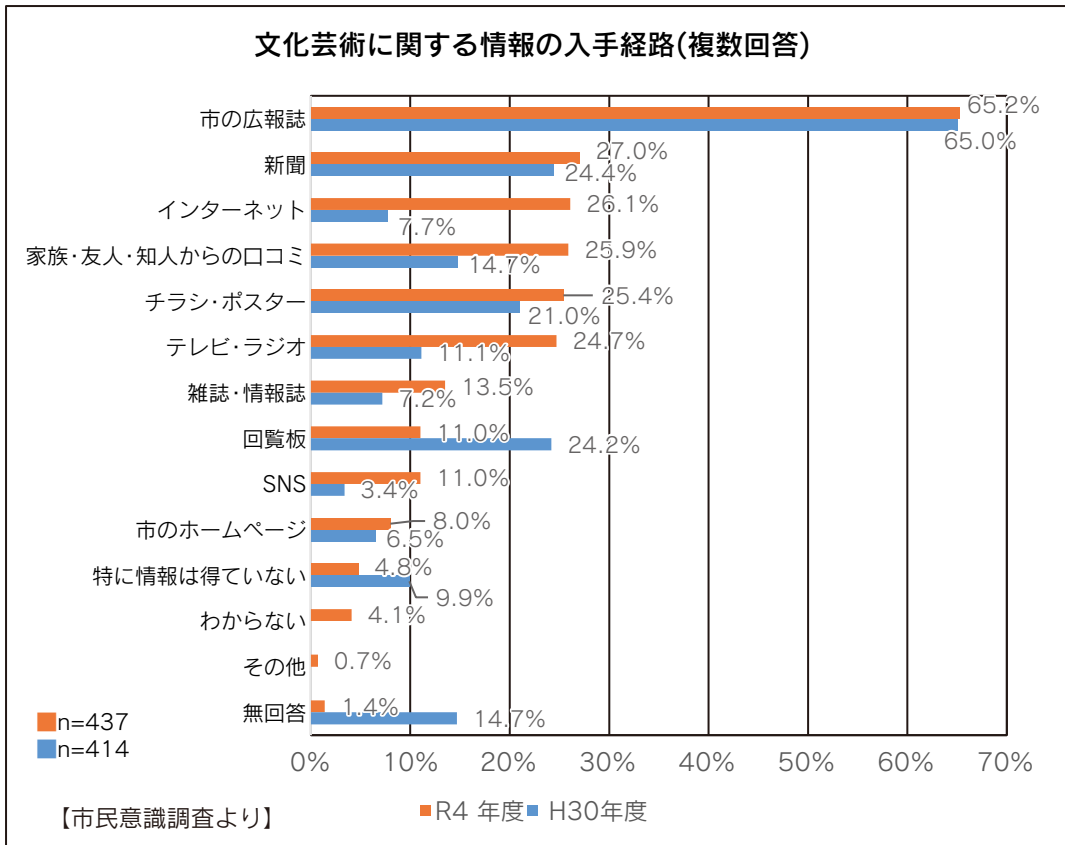


(3) 情報が十分に届いておらずわかりやすい情報発信と年齢階層に応じた情報発信ツールの選択が必要

市民意識調査によると、文化芸術に関する情報を得ていると感じている市民は29.7%と、前回調査の41.5%を大きく下回りました。一方、情報を得られていないと感じている市民は、51.7%と前回調査の34.3%よりも17.4ポイント高い結果となりました。

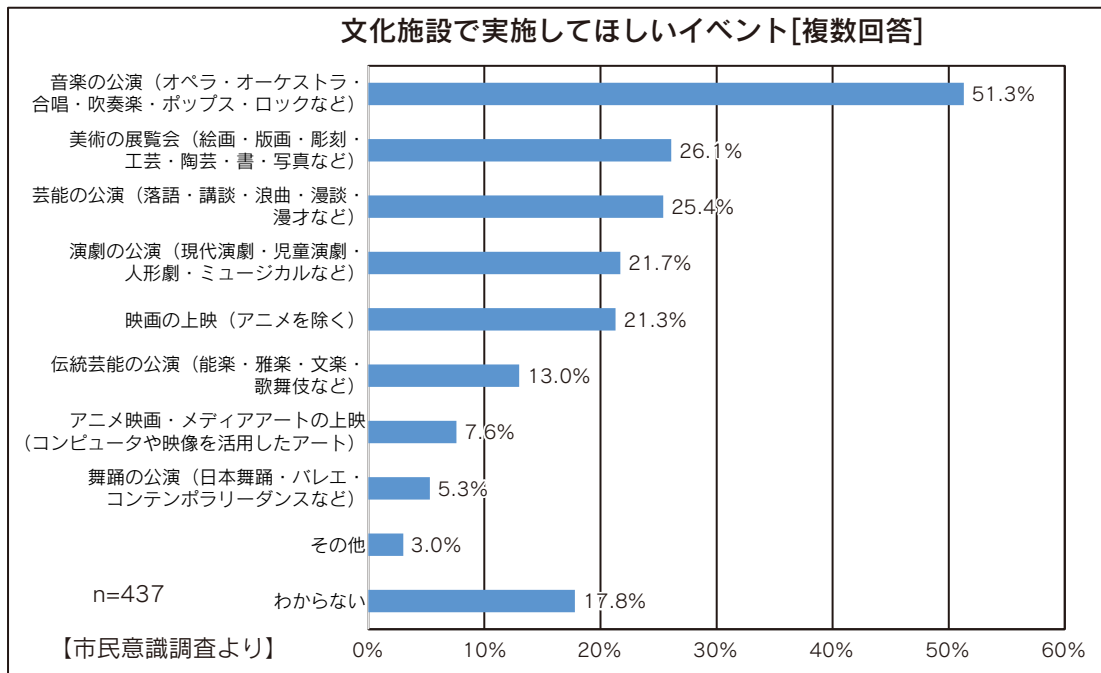
文化芸術に関する情報の入手経路は、前回調査と同様、市の広報誌が最も高いものの、インターネット、SNSなどの紙媒体以外により情報を得ている市民は、増加傾向となっています。また、若者意識調査では、インターネット(21.1%)、SNS(19.3%)、テレビ・ラジオ(11.8%)が高く、紙媒体以外からの入手の方が多くなっています。





(4)文化施設での音楽公演を求める声が多い

市民意識調査によると、文化会館などの文化施設で特に実施してほしいイベントでは、音楽公演(オペラ・オーケストラ・合唱・吹奏楽・ポップス・ロックなど)を求める市民が最も多い結果となりました。若者意識調査においても、どのような芸術分野に興味があるかの質問において、音楽(26.2%)が最も多く、次いで映画(22.0%)、美術(絵画、書、写真など:13.1%)となりました。

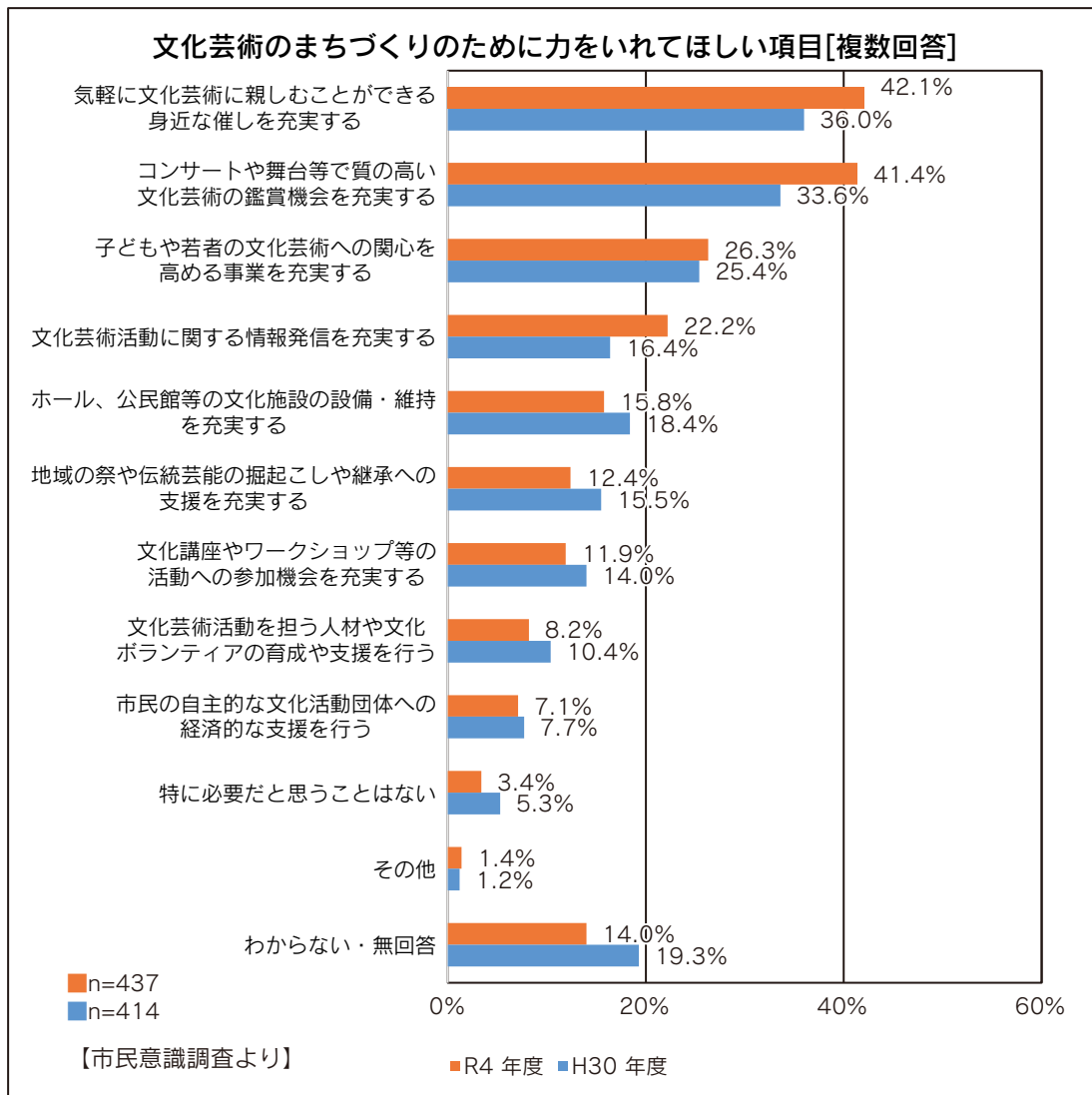


(5) 気軽に親しむことができる身近で質の高い鑑賞型の文化芸術提供、特に学校での文化芸術活動が強く求められている

市民意識調査では、市民が気軽に文化芸術に親しむことができる身近な催しを充実させることや、コンサートや舞台、美術などで質の高い文化芸術の鑑賞の機会を充実させることを求める市民が多い結果となりました。また、学校や保護者へのアンケートにおいては、子どもが文化芸術に親しむために、学校での鑑賞の機会や体験活動などの文化芸術活動を強く望む回答が多く、さらに学校及び保護者の9割以上が、子どもが文化芸術に触れることは重要・触れる機会を与えたいと回答しました。

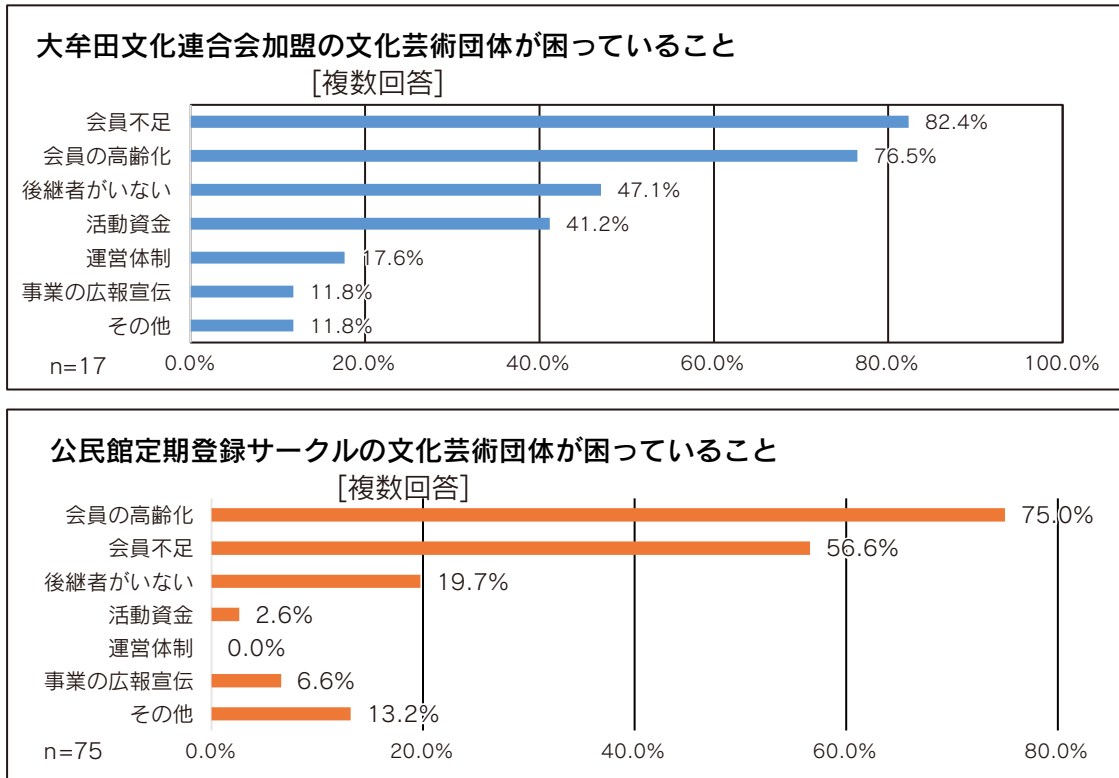
一方で、子どもが文化芸術に触れる機会は充実していないと回答した学校は64.2%となり、その理由として授業単位の時間や費用面、会場までの送迎などの課題が挙げられました。

また、子どもがこの1年間に学校での経験を除き、実際に文化芸術を経験する機会がなかったと回答した保護者は、57.2%と、機会があった保護者の32.4%を上回る結果となり、その理由として、時間的、金銭的な課題や情報がないといった課題が挙げられました。



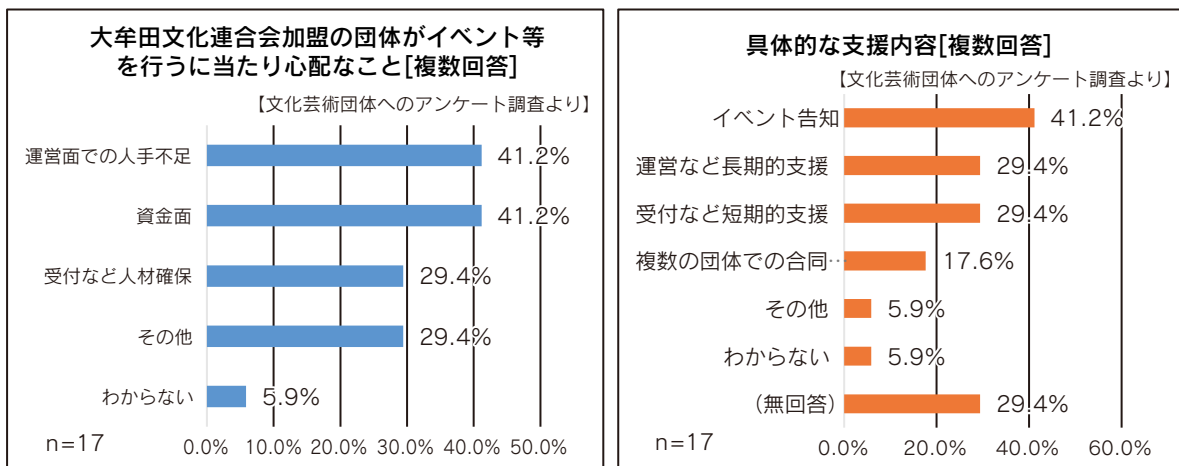
(6)文化芸術活動者の高齢化、文化芸術団体の担い手不足が課題となっている

大牟田市民文化のつどいに参加している文化芸術団体へのアンケートによると、組織や活動について困っていることとして、会員不足(82.4%)、会員の高齢化(76.5%)、後継者がいない(47.1%)、活動資金(41.2%)が比較的高い割合となりました。また、地区公民館の定期登録サークルについては、会員の高齢化(75.0%)が特に高く、会員不足(56.6%)、後継者がいない(19.7%)と続く結果となりました。



(7)発表の機会を自ら企画している文化芸術団体は、イベントの告知や発表に係る人的支援を求めている

大牟田市民文化のつどいに参加している文化芸術団体がイベントなどでの発表を行うに当たり心配なことは、運営面での人手不足と資金面が最も高い割合となりました。そのための具体的な支援内容の希望としては、イベントの告知が41.2%と最も高く、次に運営などの長期的支援(29.4%)、受付などの短期的支援(29.4%)となりました。



6

第2期プランの総括

1. 第2期プランに掲げた大きな目標等

第2期プランでは、「文化芸術に親しみ心豊かに生活できるまち」を大きな目標として設定し、「文化芸術事業の充実」・「文化芸術の環境づくり」の2つの視点のもと、4つの基本目標を掲げ施策の推進を行ってきました。

2. 第2期プランの取組みの成果と課題

【基本目標1】文化芸術が創造・発信されるとともに、次世代への継承が行われ、市民に充実した文化芸術活動の鑑賞や参加の機会が提供されている		
主な取組み	取組みの成果	課題
<input type="checkbox"/> 文化会館自主企画文化芸術事業 <input type="checkbox"/> 本市の特色を活かした文化芸術事業 <input type="checkbox"/> 大牟田市民文化のつどい文化継承事業 <input type="checkbox"/> ホームページやSNSによるイベント告知	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、文化イベントに参加する機会や文化芸術団体の活動発表の機会が減少したが、コロナ禍において新しい生活様式に合わせたイベントを実施することができた。</p> <p>○本市の特色であるカルタ・押し花・漫画・絵本を活用した文化芸術事業を実施し、市民に大牟田の良さを再認識してもらうとともに郷土への愛着を深める機会となった。</p> <p>※事業を通して大牟田を好きになった参加者の割合（アンケート結果）</p> <p>令和3年度 押し花：107人/112人 95.5%</p> <p>令和4年度 押し花：66人/72人 91.7% カルタ：21人/24人 87.5%</p> <p>○市や文化会館等のイベントは、市ホームページや公式LINE、またX（旧Twitter）やfacebook等のSNSを最大限に活用し、周知を行った。</p>	<p>●新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の中止や延期が相次ぎ、計画どおりに事業を実施することができなかった。市民意識調査においても、ホールなどで直接文化芸術を鑑賞した市民は半数を割る結果となっており、鑑賞の機会の回復とオンラインを活用した事業の検討などが必要。</p> <p>●文化芸術団体等の会員減少や担い手不足が深刻化しており、団体活動への継続的な支援が必要。</p> <p>●市民意識調査において、文化芸術に関する情報を市の広報誌など紙媒体で得ている市民が依然として多いものの、若者世代はSNSでの情報入手が多いことから、世代にあった効果的な情報発信が必要。</p>

【基本目標2】文化芸術を通して子どもや若者が豊かな感性や時代を生きぬく力を身につけ、心豊かでたくましい青少年が育まれる		
主な取組み	取組みの成果	課題
<input type="checkbox"/> 大牟田文化会館での学校鑑賞事業 <input type="checkbox"/> 文化芸術の体験ワークショップ・工作教室、親子コンサート <input type="checkbox"/> 子どもアートスクールツアー <input type="checkbox"/> 文化芸術が生み出すまちの魅力アップ事業 <input type="checkbox"/> 若者の関心に合わせた文化芸術事業	○子どもを対象にした体験ワークショップ等を実施し、子どもの想像力や達成感を養うことができた。 ○劇場や美術館等に行き質の高い文化芸術に直接ふれる体験ツアーを実施することで子どもの豊かな感性を育むことができた。 ※ツアーに参加して面白かったと答えた子どもの割合（アンケート結果） 令和3年度 40人/40人 100% 令和4年度 40人/40人 100% ○ダンスや演劇などのワークショップは、子どもたちの交流の場となり、コミュニケーション能力の向上や社会性や主体性の育成につながった。 ○新たな取組みとして、公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団と連携し、音楽を通じた次世代を担う子どもたちの育成を行った。今後も事業を充実させていく予定。	●市民意識調査の自由記述の設問で、学校で文化芸術に触れる機会を作ってほしいとの意見が多く見られた。教育委員会や学校と連携し学校教育の中で文化芸術に親しむことができる仕組みを確立することが必要。 ●文化芸術団体や文化会館の指定管理者などと連携し、質の高い文化芸術事業の継続的な実施を行うとともに市民のニーズや社会の変化などに応じて、既存の事業を発展させていくことが必要。

【基本目標3】文化芸術を観光、まちづくり、教育、福祉等の関連分野に活かし、大牟田の個性を高めている		
主な取組み	取組みの成果	課題
<input type="checkbox"/> 三池カルタ・歴史資料館自主企画事業 <input type="checkbox"/> 文化芸術を活用した福祉分野における生きがいづくり <input type="checkbox"/> 他の分野の関係機関との意見交換会	○特色のある企画展や講座などを実施し、日本のカルタ発祥の地として、カルタ文化などの普及啓発に取り組んだ。 ○福祉課等の関係部局と協議し、現状や課題・情報の共有等を行った。	●地元の活動団体や指定管理者と連携し、支援することでさらに地域で個性ある文化芸術事業を実施することが必要。 ●他の分野とさらなる連携強化を図り、文化芸術が他分野の各施策で生かされ、市民が文化芸術活動に参加する機会が身近となるような取組みを行っていくことが必要。

【基本目標4】地域の文化芸術を支える人材が育成され、文化芸術を通して、人と人、人と地域のつながりが生まれるとともに、まちに支え合いの風土が広がり、まちの魅力が高まっている		
主な取組み	取組みの成果	課題
<p>□協働型文化芸術事業の実施</p> <p>□アートマネージャーやコーディネーターの養成及び支援</p> <p>□障害のある人の文化芸術活動の推進</p>	<p>○地域の文化芸術団体や関係団体等と協働で実行委員会を立ち上げ、地元で根ざした多分野にわたる文化芸術イベントを実施することができた。</p> <p>※実行委員会形式で実施した事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の特色を活かした文化芸術事業（市、関係団体） ・大牟田市民文化のつどい（市と文化振興財団、文化連合会等の関係団体） ・文化芸術が生み出すまちの魅力アップ事業（市、文化振興財団） ・若者の関心に合わせた文化芸術事業（市と文化振興財団、文化連合会） <p>○文化芸術イベントを企画運営する団体等を対象にアートマネジメント講座を実施し、地域と連携した文化芸術イベントのあり方等を共有することができた。</p> <p>※今後の活動の参考となったと答えた参加者の割合（アンケート結果）</p> <p>令和4年度 26人/29人 89.7%</p> <p>○障害のある人の文化芸術を推進している団体等と協議の場を設け、今後の展望や行政との連携について意見交換を行うことができた。</p>	<p>●アートマネージャー¹⁸やコーディネーターの養成には、今後対象の拡充や継続的な事業の実施を検討する上で、事業内容の見直し等が必要。</p> <p>●障害のある人の文化芸術活動の推進については、関係団体等と連携し、引き続き協議を続け、事業を実施していくことが必要。</p>

¹⁸ 文化芸術と社会をつなぎ、地域の文化芸術普及のために活動する人

3. 第2期プランの成果、課題、数値目標の評価

(1) 成果

- ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大という不測の事態に見舞われ、市民が文化芸術事業に触れる機会が大きく減少しましたが、コロナ禍でも実施・参加できる事業を模索・検討することで、事業のあり方を見直す機会となり、多様な事業を展開することができました。
- ②地元の文化芸術団体や文化振興財団等と連携して事業を実施することで、地域に根ざした事業を実施することができました。
- ③文化芸術を通じた次世代を担う人づくりに重点を置き、子どもや若者が親しみやすい文化芸術事業を多数実施することができました。

(2) 課題

- ①コロナ禍において文化芸術団体等が活動制限を受け、団体の解散や会員の減少、また担い手不足が深刻化し、団体活動への継続的な支援が必要です。
- ②市民意識調査では、文化芸術鑑賞に関心を持つようになると思う項目として「興味を持てるアーティストや作品に出会う」という項目が最も高かったため、市民ニーズの把握はもとより、文化芸術に関する情報などを的確に把握し、市民が興味を示すような事業の実施が必要です。
- ③紙媒体等のアナログとSNS等のデジタルを融合した効果的な情報発信を行っていくことが必要です。
- ④福祉分野における文化芸術事業の活用や障害のある人の文化芸術活動の推進について、関係団体等と連携・協議を行い事業の実施に向けて取り組む必要があります。

(3) 数値目標

第2期プランでは、大牟田市民が文化芸術に親しんでいる成果を判断する指標と数値目標として以下の指標を定めています。

	指 標	令和元年	令和5年	
		現状値	目標値	実績値 [達成率]
1	「1年間に、ホールや施設などで文化芸術を直接鑑賞したことがある」人の割合	57.9%	80.0%	47.3% [59.1%]
2	「1年間に、実際に文化芸術を鑑賞又は体験する機会があった(学校での機会を除く)」子どもの割合	39.0%	50.0%	32.4% [64.8%]

※1 指標1の数値は、令和5年に実施したまちづくり市民アンケートにより把握。

※2 指標2の数値は、令和5年に実施した市内小学生保護者へのアンケートにより把握。

第2期プランの期間である令和2年度から令和5年度の間は、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨災害などによる影響で、文化芸術に触れる機会が著しく減少しました。一方、令和4年度については、新しい生活様式を踏まえたイベントの実施が増加し、令和3年度(指標1:38.2%)に比べ文化芸術に触れる機会は戻りつつありますが、依然として新型コロナウイルス感染症の影響が指標実績値に影響していたものと思われます。

4. 各種調査・第2期プランの総括からの課題整理と今後の方向性

	項目	課題等	方向性	今後の方向性
市民意識調査	文化芸術の鑑賞	①新型コロナウイルス感染症などの影響により直接鑑賞する機会が減少	A・B・C	A さまざまな機会を捉えた文化芸術に触れる機会の創出
		②興味を持てるアーティストや作品に触れる機会が必要	A・B・C	
	文化芸術の参加	①新型コロナウイルス感染症などの影響により活動を行う機会が減少	B	B 気軽に文化芸術に触れることができる環境などの整備
		②魅力ある内容の活動への参加が必要	A・D	
	文化芸術に関する情報	①情報が十分に届いていない	C	C 趣向を凝らした文化芸術情報の発信
		②広報誌からの入手が多いものの、紙媒体以外からの情報入手が増加傾向	C	
	公共施設等の利用	①文化芸術活動の頻度などに応じた利用がなされている	A・B	D 身近な場所で魅力ある文化芸術に触れる機会の創出
		②文化施設での音楽公演を求めている市民が多い	A・B・D	
	今後の文化芸術振興など	①気軽に親しむことができる身近で質の高い文化芸術の提供を要望	A・B・D	E 子どもの頃から文化芸術に親しむ機会の創出
		②鑑賞型のイベントを強く要望	A・B・D	
③子どもの文化芸術活動が充実していると思う市民は少ない		A・B・F	F 学校が行う文化芸術活動への支援	
④子どもが文化芸術に親しむために、学校での活動を強く要望		E・F		
⑤親子参加型の体験を要望		A・E	G 文化芸術活動を行う市民を増やす取組み	
⑥ターゲットの年齢層に応じた情報発信ツールの選択		C		
若者意識調査 子どもの文化芸術に関する調査	文化芸術に触れる機会	①興味はあるが身近に魅力的な催しがない	A・D	H 文化芸術団体の活動を支援する取組み
		②時間的・金銭的・環境的要因の影響により子どもが文化芸術に触れる機会が充実していないと感じている	A・D・E	
	今後の文化芸術活動	①学校での鑑賞や体験の機会の充実と支援策が必要	E・F	I 文化芸術活動を通じたさまざまな交流の促進・発表の機会の創出
	②若者は紙媒体以外からの情報の入手が多いため工夫が必要	C		
文化芸術活動アンケート調査	活動や組織面の課題や取組み	①会員の高齢化と会員不足、後継者不足が課題 ②子どもや若者の参加・育成につながる取組みを実践又は望んでいる	G・H D・E・H	国の計画(参考) ①文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供 ②創造的で活力ある社会の形成 ③心豊かで多様性のある社会の形成 ④持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成
	今後の活動	①文化芸術活動を通じたさまざまな交流を要望 ②さまざまな機会を捉えての発表の場を要望	H・I H・I	
第2期プランの総括		①市民ニーズ・文化芸術の情報等を的確に把握し、市民が興味を示すような事業の実施が必要	A・B・D	県の計画(参考) ①文化芸術の振興 ②文化芸術に親しむことができる環境づくり ③障がいのある人の文化芸術活動の推進 ④文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信
		②紙媒体等のアナログとSNS等のデジタルを融合した情報発信が必要	C	
		③コロナ禍の影響で団体の解散や会員の減少などが深刻化	G・H	
		④福祉分野における文化芸術の活用や障害のある人の活動の支援	B・H	

第3章

第3期プランの目標と具体的な取組み

ここでは第3期文化芸術振興プランの目標と具体的な取組みなどについて記します。

- ① 基本理念と基本目標の設定
- ② 基本目標の方向性と目標達成のための施策
- ③ 施策体系
- ④ 成果指標
- ⑤ 文化芸術振興の取組み
- ⑥ 基本目標と施策、主な取組みと関係団体

1 基本理念と基本目標の設定

第7次大牟田市まちづくり総合プランに掲げた目指す都市像や基本目標を実現するため、第3期プランの基本理念を「文化芸術に触れることによって心豊かで持続可能な大牟田の未来を創る」と定め、その具体像として2つの視点を持った5つの基本目標を設定し、各目標間の相互関係を踏まえつつ、施策の展開を図っていきます。

基本理念

文化芸術に触れることによって心豊かで持続可能な大牟田の未来を創る

文化芸術に触れる(参加する・鑑賞する・体験する)機会を創出し、市民が相互に尊重しながら多様性を認め合う心豊かで持続可能なまちと未来を創ります。

2つの視点

視点1 文化芸術を通じた人づくり、まちづくり

文化芸術に触れることにより豊かな感性を育むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を人づくり、まちづくりの面で活かし、まちの魅力を高める取組みを進めます。

視点2 文化芸術活動を支える仕組みづくり、環境づくり

文化芸術団体への支援等により、市民が身近に文化芸術に親しめる仕組みづくりや環境づくりを進めます。また、文化施設の適切な維持・補修を行うとともに、文化施設が地域で果たす役割や機能の充実を図ります。

5つの基本目標

基本目標 1 文化芸術で未来を はぐくむ

子ども達の豊かな創造性や感性を育むとともに持続可能な文化芸術を推進していくために、子どもの頃から文化芸術に触れることができる取組みを進めます。

基本目標 2 文化芸術を身近で たのしむ

文化施設のみならず、まちなかや店舗などの身近な日常生活の中で気軽に文化芸術に触れたり、発表や交流が行われるなど、楽しむことができることを目指します。

基本目標 3 魅力ある優れた文化芸術を とどける

観たい、聴きたいなどのニーズに応え魅力ある優れた文化芸術や、社会包摂・多様性への理解にも繋がる文化芸術を市民に届けることを目指します。

基本目標 4 文化芸術活動を ささえる

文化芸術団体の支援や交流、ボランティアの育成をはじめ、文化芸術に触れたり、発表するための環境の整備などにより、文化芸術活動を支えることを目指します。

基本目標 5 文化芸術の魅力を つたえる

文化芸術や文化芸術団体に関する情報発信を強化し文化芸術の魅力を伝えるとともに、大牟田ならではの魅力や新しい価値を創出し、大牟田市のイメージアップを図ります。

2

基本目標の方向性と目標達成のための施策

基本目標 1 文化芸術で未来を **はぐくむ**

子ども達の豊かな創造性や感性を育むとともに持続可能な文化芸術を推進していくために、子どもの頃から文化芸術に触れることができる取組みを進めます。

- ①子どもが文化芸術に触れる機会の充実
- ②文化芸術を通した子どもや若者の活躍の場の創出と豊かな表現力や感性、創造力の育成
- ③文化芸術や伝統芸能の次世代への継承や多世代間交流の促進

基本目標 2 文化芸術を身近で **たのしむ**

文化施設のみならず、まちなかや店舗などの身近な日常生活の中で気軽に文化芸術に触れたり、発表や交流が行われるなど、楽しむことができることを目指します。

- ①身近な地域における文化芸術事業の展開や市民の創作・発表の機会の支援
- ②他分野との連携による文化芸術の価値や魅力の創出

基本目標 3 魅力ある優れた文化芸術を **とどける**

観たい、聴きたいなどのニーズに応え魅力ある優れた文化芸術や、社会包摂・多様性への理解にも繋がる文化芸術を市民に届けることを目指します。

- ①質の高い優れた文化芸術に触れることができる機会の創出
- ②多様かつ多彩な文化芸術に触れることができる機会の創出

基本目標 4 文化芸術活動を **ささえる**

文化芸術団体の支援や交流、ボランティアの育成をはじめ、文化芸術に触れたり、発表するための環境の整備などにより、文化芸術活動を支えることを目指します。

- ①市民の文化芸術活動への支援
- ②文化芸術を推進するネットワークの形成と人材の育成
- ③文化芸術を通した市民交流や社会参加の促進
- ④安全性・利便性の確保のための文化芸術拠点の整備・充実

基本目標 5 文化芸術の魅力を **つたえる**

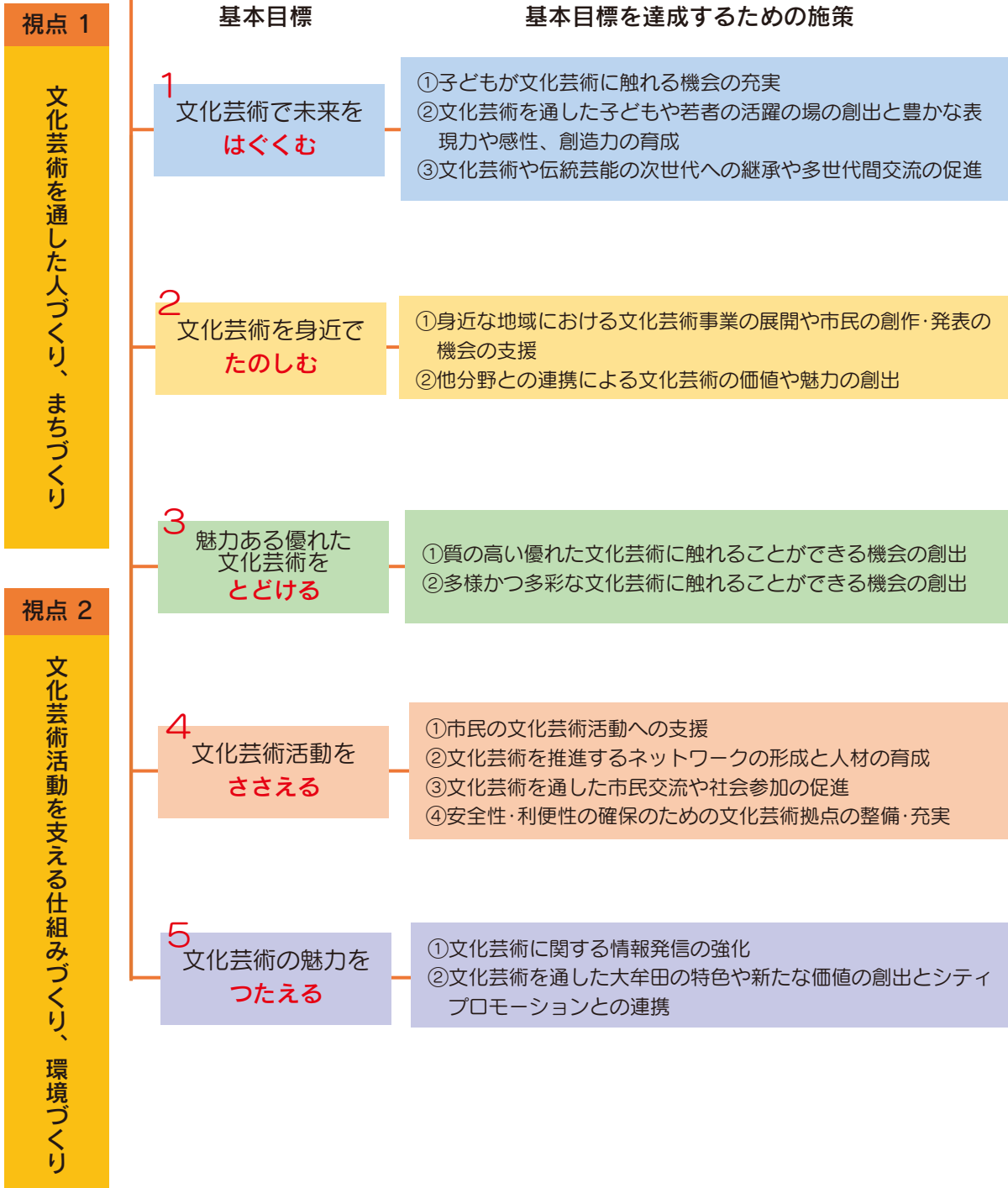
文化芸術や文化芸術団体に関する情報発信を強化することで文化芸術の魅力を伝えるとともに、大牟田ならではの魅力や新しい価値を創出し、大牟田市のイメージアップを図ります。

- ①文化芸術に関する情報発信の強化
- ②文化芸術を通した大牟田の特色や新たな価値の創出とシティプロモーションとの連携

3

施策体系

文化芸術に触れることによって心豊かで持続可能な大牟田の未来を創る



4

成果指標

第3期プランにおいて、市民が文化芸術に親しんでいる成果を判断する指標と数値目標を次のとおり定めます。

	指 標	現状値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
	指標設定の根拠		
1	「1年間に、ホールや施設などで文化芸術を直接鑑賞したことがある」人の割合 市民が直接、文化芸術を鑑賞することが文化芸術に親しんでいる成果を判断できることから設定しました。	47.3%	80.0%
2	「1年間に、実際に文化芸術を鑑賞又は体験する機会があった(学校での機会を除く)」子どもの割合 子どもの頃から文化芸術を鑑賞したり体験することが重要であるとともに、継続して文化芸術に親しむきっかけづくりにも繋がることから設定しました。	32.4%	50.0%

※1 指標1の数値は、まちづくり市民アンケートにより把握します。

※2 指標2の数値は、市内小学生保護者へのアンケートにより把握します。

5

文化芸術振興の取組み

基本目標1 文化芸術で未来を

はぐくむ



子ども達の豊かな創造性や感性を育むとともに持続可能な文化芸術を推進していくために、子どもの頃から文化芸術に触れることができる取組みを進めます。

■現状と課題のポイント■

(1)文化芸術を通じた次世代を担う子ども達の育成が重要とされています。

国が策定した文化芸術推進基本計画(第2期)では、文化芸術を通じた次世代を担う子ども達の育成が重点的取組みとして掲げられています。また学校教育における文化部活動の円滑な地域連携・移行の促進も求められています。

(2)子ども達が文化芸術に触れる機会が求められています。

各種アンケート調査では、子ども達が学校などで、さまざまな文化芸術に触れることが重要視されています。

(3)文化芸術の担い手を育てる必要があります。

文化芸術活動を行っている人の高齢化や文化芸術団体の担い手不足などが課題となっており、これからの文化芸術の担い手となる子どもや若者を育成する必要があります。

(4)文化芸術を通じたさまざまな交流が求められています。

各種アンケート調査では、親子鑑賞型のイベントが求められています。また、文化芸術団体は、子どもや若者に対する取組みや世代間交流を求めています。

■施策と主な取組み■

(1)子どもが文化芸術に触れる機会の充実

子どもがさまざまな機会を通して文化芸術に触れる機会を設け、好奇心や感性、創造性を育み、自らが文化芸術活動に取り組むきっかけをつくります。

主な取組み

- まちの芸術家派遣事業
- 生涯学習ボランティア登録派遣事業(愛称:まなばんかん)による文化芸術活動ボランティアの派遣や発表の機会の創出 [再掲 基本目標2-(1)]
- 日本フィルハーモニー交響楽団大牟田公演における「おおむた未来応援シート」の設置
- 子ども・若者の感性を育む文化芸術事業
- 大牟田文化会館での学校鑑賞事業
- 本市の特色を活かした文化芸術事業 [再掲 基本目標5-(2)]
- 文化芸術に関する体験ワークショップ
- その他の文化施設での文化芸術事業

- 文化庁文化芸術による子供育成総合事業の活用
- 学校の文化芸術活動促進のための支援

(2)文化芸術を通じた子どもや若者の活躍の場の創出と豊かな表現力や感性、創造力の育成

子どもや若者が文化芸術を創作し、発表する機会の充実を図るとともに、文化芸術を通じた豊かな表現力や感性、創造力の育成を図ります。また意欲や才能を伸ばすための文化芸術活動を支援します。

主な取組み

- 日本フィルハーモニー交響楽団による子ども達への楽器指導
- 文化芸術団体による学校文化部活動支援の取組み [再掲 基本目標1-(3)]
- 子ども・若者の感性を育む文化芸術事業
- 文化振興財団による自主企画文化芸術事業 [再掲 基本目標3-(1)]
- 各種コンクールやコンテストなどの取組み

(3)文化芸術や伝統芸能の次世代への継承や多世代間交流の促進

次世代を担う子どもや若者に文化芸術や伝統芸能に触れる機会を設け継承を進めるとともに、文化芸術活動を行っている大人との交流の機会を設けるなど、多世代間交流を促進します。

主な取組み

- 大牟田市民文化のつどいにおける文化継承の取組み
- 地域の伝統芸能の継承支援
- 小学校、中・特別支援学校の児童・生徒の地区公民館文化祭における作品展示や発表
- 文化芸術団体による学校文化部活動支援の取組み
- 三池カルタ・歴史資料館自主企画事業

基本目標2 文化芸術を身近で

たのしむ



文化施設のみならず、まちなかや店舗などの身近な日常生活の中で気軽に文化芸術に触れたり、発表や交流が行われるなど、楽しむことができることを目指します。

■現状と課題のポイント■

(1) さまざまな機会や場所で気軽に文化芸術に触れることが求められています。

各種アンケート調査では、さまざまな機会や場所で身近に文化芸術に触れることが重要視されるとともに、そのための環境や条件の整備も求められています。

(2) 文化芸術団体はさまざまな機会を捉えた発表の場を望んでいます。

文化芸術活動を行っている人は、さまざまな機会を捉えた発表の場を望んでいるとともに、これまでの発表の場の継続だけでなく、他の団体との合同発表会や交流発表会、これまでとは異なる場所での発表など、趣向を凝らした発表を望んでいます。

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた文化芸術に対する身体的・心理的距離を近づける取組みが必要とされています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により人々の身体的な接触を妨げ、心理的な距離も生じさせるなどの事態となったことから、ポストコロナを踏まえた文化芸術の身体的・心理的な距離を近づけるための取組みが必要とされています。

(4) 障害の有無等に関わらず、誰でも文化芸術に触れたり楽しむことができる環境の充実が求められています。

共生社会¹⁹の実現に向けた障害のある人等による文化芸術活動への参画の促進と環境の充実など、誰でも文化芸術を身近に触れ楽しむことのできる取組みが必要とされています。

■施策と主な取組み■

(1) 身近な地域における文化芸術事業の展開や市民の創作・発表の機会の支援

身近な地域で多様な文化芸術に触れる機会を増やし、気軽に市民が鑑賞・体験できる取組みを進めます。特に学校や地域等へのアウトリーチ²⁰の取組みを積極的に展開します。また、文化芸術団体が、さまざまな場所で発表や展示ができるような機会を支援します。

主な取組み

- まちの芸術家派遣事業 [再掲 基本目標1-(1)]
- 生涯学習ボランティア登録派遣事業（愛称:まなばんかん）による文化芸術活動ボランティアの派遣や発表の機会の創出

¹⁹ さまざまな人々が、すべて分け隔てなく暮らしていくことができる社会

²⁰ 積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。

- 大牟田市民文化のつどいの実施 [再掲 基本目標4-(1)]
- 身近な施設等でのコンサートなどの実施
- 地域での文化芸術事業の開催 [再掲 基本目標4-(3)]

(2) 他分野との連携による文化芸術の価値や魅力の創出

文化芸術が同分野のみならず、観光・産業・福祉・教育・まちづくりなど他の分野との連携により、文化芸術の新たな価値や魅力を創出する取組みを行います。

主な取組み

- 市内イベントと連携した文化芸術事業
- 障害のある人等の文化芸術活動の推進 [再掲 基本目標3-(2)]
- 文化芸術を活用した人づくり・まちづくり事業

基本目標3 魅力ある優れた文化芸術を **とどける**



観たい、聴きたいなどのニーズに応え魅力ある優れた文化芸術や、社会包摂・多様性への理解にも繋がる文化芸術を市民に届けることを目指します。

■現状と課題のポイント■

(1) 質の高い優れた文化芸術や多様性を尊重した文化芸術の提供が求められています。

各種アンケート調査では、コンサートや舞台、美術などで質の高い文化芸術の鑑賞の機会を充実させることが重要視されています。また、性別、年齢、障害の有無などとは関係のない多様性を尊重した文化芸術の提供も求められています。

(2) さまざまな分野のトップアーティストが大牟田市に関わっています。

大牟田市では、音楽や演劇、押し花、絵詞(えことば)²¹など、さまざまな分野のトップアーティストや団体が文化芸術の振興に携わって頂いています。

(3) 有明圏域定住自立圏では魅力ある文化芸術の取組みや共同事業が行われています。

有明圏域定住自立圏(大牟田市・柳川市・みやま市・荒尾市・南関町・長洲町)では、魅力ある文化芸術の発表や展示が行われるとともに、有明圏域定住自立圏共生ビジョン²²に基づいた共同事業なども行われています。

■施策と主な取組み■

(1) 質の高い優れた文化芸術に触れることができる機会の創出

市民がさまざまな分野の質の高い優れた文化芸術に触れることができる機会を創出します。特に次世代を担う子ども達に機会を設け、豊かな表現力や感性、創造力の育成を図ります。

主な取組み

- まちの芸術家派遣事業 [再掲 基本目標1-(1)]
- 日本フィルハーモニー交響楽団大牟田公演における「おおむた未来応援シート」の設置、アンサンブルコンサートの実施 [再掲 基本目標1-(1)]
- さまざまな分野のトップアーティストや団体による発表や交流の機会の創出
- 日本フィルハーモニー交響楽団による子ども達への楽器指導
- 文化振興財団による自主企画文化芸術事業
- 大牟田文化会館での学校鑑賞事業 [再掲 基本目標1-(1)]
- その他の文化施設での文化芸術事業

²¹ 絵巻物で、絵を説明するために書き添えた文章

²² 有明圏域定住自立圏(大牟田市・柳川市・みやま市・荒尾市・南関町・長洲町)を対象として、圏域が目指す将来像やその表現のために必要な具体的取組みについて記載した計画。

(2)多様かつ多彩な文化芸術に触れることができる機会の創出

性別、年齢、障害の有無などとは関係のない多様性を尊重した多彩な文化芸術に触れることができるような機会を創出します。また有明圏域定住自立圏における文化芸術の発表や展示の取組みについて、多様性を尊重したさまざまなテーマの発表や展示を行います。

主な取組み

- 文化芸術を活用した人づくり・まちづくり事業 [再掲 基本目標2-(2)]
- 障害のある人等の文化芸術活動の推進
- 有明圏域定住自立圏内の市町が連携した多様な文化芸術の取組み [再掲 基本目標4-(3)]

基本目標4 文化芸術活動を

ささえる



文化芸術団体の支援や交流、ボランティアの育成をはじめ、文化芸術に触れたり、発表するための環境の整備などにより、文化芸術活動を支えることを目指します。

■現状と課題のポイント■

(1)文化芸術団体における会員数の減少と会員の高齢化、後継者不足が課題となっています。

文化芸術団体に対するアンケート調査では、会員数の減少と会員の高齢化、後継者不足などが大きな課題となっています。

(2)文化芸術団体はさまざまな機会を捉えた趣向を凝らした発表や交流の場を望んでいます。

文化芸術団体に対するアンケート調査では、これまでの発表の場の継続だけでなく、合同発表会や他の団体との交流発表会、これまでとは異なる場所での発表など、趣向を凝らした発表や交流の場を望んでいます。

(3)文化芸術の発表を自主的に行っている団体はイベントの告知や発表に係る人的支援を求めています。

文化芸術の発表を自主的に行っている団体は、イベントの告知や発表の際の受付、作品展示のサポートなどの人的支援を望んでいます。

■施策と主な取組み■

(1)市民の文化芸術活動への支援

さまざまな分野で行われている市民の文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術団体が抱えている課題の解決に結びつくような取組みを行います。

主な取組み

- 文化芸術事業への後援・共催
- 文化芸術団体に対する各種助成金制度などの情報提供
- 文化芸術団体を対象とした研修会などの実施
- 大牟田市民文化のつどいの実施
- 文化芸術団体による学校文化部活動支援の取組み [再掲 基本目標1-(3)]
- 文化芸術の創作や発表が可能な場所などの情報の提供

(2)文化芸術を推進するネットワークの形成と人材の育成

文化芸術活動を行う関係団体による対等な立場でのつながりや柔軟な連携・協働を可能にするネットワークづくりを進めます。また、文化芸術活動を支え発展させていくためのボランティア等の育成に取り組みます。

主な取組み

- 協働型文化芸術事業の実施（実行委員会等の設置）
- アートマネージャーやコーディネーターの養成及び支援
- 文化芸術活動サポーターの育成
- 大牟田市民文化のつどいにおける合同発表の支援
- 高校生ボランティアによる文化芸術イベントに対するサポートの促進

(3)文化芸術を通じた市民交流や社会参加の促進

文化芸術を通して人々につながりや交流が生まれるとともに、誰もが文化芸術を通して社会に参加できる機会づくりを推進します。

主な取組み

- 地域での文化芸術事業の開催
- 有明圏域定住自立圏内の市町が連携した多様な文化芸術の取組み
- 障害のある人による文化芸術活動への参画の促進や支援
- 文化施設による社会包摂事業
- 高齢者生きがいづくり社会参加促進事業

(4)安全性・利便性の確保のための文化芸術拠点の整備・充実

文化芸術活動の場としての利用を促進するため、利用者ニーズや時代の変化に応じた修繕や改修を行い、利用者の安全性や利便性の向上を図ります。

主な取組み

- 公共施設維持管理計画等に基づいた文化芸術関連施設の改修

基本目標5 文化芸術の魅力を

つたえる



文化芸術や文化芸術団体に関する情報発信を強化することで文化芸術の魅力を伝えるとともに、大牟田ならではの魅力や新しい価値を創出し、大牟田市のイメージアップを図ります。

■現状と課題のポイント■

(1)文化芸術に関する情報が十分に届いておらず分かりやすい情報発信が望まれています。

各種アンケート調査では、文化芸術に関する情報が十分に届いておらず分かりやすい情報発信が重要視されています。

(2)ターゲットとしている年齢階層に応じた情報発信ツールの選択が必要です。

各種アンケート調査では、文化芸術に関する情報について、市の広報誌から情報を得ている市民が多いことが判明したものの、紙媒体以外の方法により情報を得ている割合が増加傾向となるとともに、若者世代については紙媒体以外からの入手が多い結果となったことから、ターゲットとしている年齢階層に応じた情報発信ツールの選択が必要です。

(3)文化芸術の発表を自主的に行っている団体はイベントの告知に関する支援を求めています。

文化芸術の発表を自主的に行っている団体に対するアンケート調査では、イベントの告知に関する支援を強く求めていることが分かりました。

■施策と主な取組み■

(1)文化芸術に関する情報発信の強化

さまざまな手法を用いて文化芸術に関する情報や文化芸術団体の活動などに関する情報を市民に発信する取組みを強化します。

主な取組み

- さまざまな情報発信ツールを活用した文化芸術に関するイベント等の周知
- 有明圏域定住自立圏で実施される文化芸術に関するイベント等の周知
- 文化芸術団体の活動内容の周知

(2)文化芸術を通じた大牟田の特色や新たな価値の創出とシティプロモーションとの連携

文化芸術が観光、産業、福祉、教育、まちづくりなどの関連分野と連携を図ることにより、大牟田ならではの魅力や新しい価値を創出し、本市のイメージアップを図ります。

主な取組み

- 本市の特色を活かした文化芸術事業
- 文化芸術の魅力を活用したシティプロモーションの取組み
- 市内イベントと連携した文化芸術事業 [再掲 基本目標2-(2)]
- 身近な施設等でのコンサートなどの実施 [再掲 基本目標2-(1)]

6

基本目標と施策、主な取組みと関係団体

基本目標	施策	主な取組み	関係団体など	
文化芸術で未来を はぐくむ	子どもが文化芸術に 触れる機会の充実	まちの芸術家派遣事業	生涯学習課 文化芸術団体	
		生涯学習ボランティア登録派遣事業(愛称:まなばんかん)による文化芸術活動ボランティアの派遣や発表の機会の創出	生涯学習課 文化芸術団体	
		日本フィルハーモニー交響楽団大牟田公演における「おおむた未来応援シート」の設置	生涯学習課 教育委員会 日本フィルハーモニー交響楽団	
		子ども・若者の感性を育む文化芸術事業	生涯学習課 教育委員会 文化振興財団	
		大牟田文化会館での学校鑑賞事業	文化振興財団 教育委員会	
		本市の特色を活かした文化芸術事業	生涯学習課 文化施設 各種実行委員会	
		文化芸術に関する体験ワークショップ	生涯学習課 文化振興財団 三池カルタ・歴史資料館 ほか	
		その他の施設での文化芸術事業	三池カルタ・歴史資料館 石炭産業科学館ほか	
		文化庁文化芸術による子供育成総合事業の活用	生涯学習課 教育委員会	
		学校の文化芸術活動促進のための支援	生涯学習課 教育委員会	
	力の育成 かな表現力や感性、創造	文化芸術を通して子ども や若者の活躍の創出と豊 かな表現力や感性、創造	日本フィルハーモニー交響楽団による子ども達への楽器指導	生涯学習課 教育委員会 日本フィルハーモニー交響楽団
			文化芸術団体による学校文化部活動支援の取組み	生涯学習課 教育委員会
			子ども・若者の感性を育む文化芸術事業	生涯学習課 教育委員会 文化振興財団
			文化振興財団による自主企画文化芸術事業	文化振興財団
			各種コンクールやコンテストなどの取組み	生涯学習課 文化振興財団 ほか
	多世代間交流の促進 の文化芸術や伝統芸能	文化芸術や伝統芸能 の次世代への継承や 多世代間交流の促進	大牟田市民文化のつどいにおける文化継承事業の取組み	生涯学習課 文化芸術団体
			地域の伝統芸能の継承支援	生涯学習課 世界遺産・文化財室 伝統芸能団体
			小学校、中・特別支援学校の児童・生徒の地区公民館文化祭における作品展示や発表	生涯学習課 教育委員会
			文化芸術団体による学校文化部活動支援の取組み	生涯学習課 教育委員会
			三池カルタ・歴史資料館自主企画事業	三池カルタ・歴史資料館

基本目標	施策	主な取組み	関係団体など
文化芸術を身近でたのしむ	身近な地域における文化芸術事業の支援 展開や市民の創作・発表の機会の支	まちの芸術家派遣事業	生涯学習課 文化芸術団体
		生涯学習ボランティア登録派遣事業(愛称:まなばんかん)による文化芸術活動ボランティアの派遣や発表の機会の創出	生涯学習課 文化芸術団体
		大牟田市民文化のつどいの実施	生涯学習課 文化芸術団体
		身近な施設等でのコンサートなどの実施	生涯学習課 文化振興財団 文化芸術団体
		地域での文化芸術事業の開催	地域コミュニティ団体 地区公民館 文化振興財団 ほか
	他分野との連携による文化芸術の価値や魅力の創出	市内イベントと連携した文化芸術事業	生涯学習課 イベント実施組織
魅力ある優れた文化芸術をとどける	質の高い優れた文化芸術に触れることができる機会の創出	障害のある人等の文化芸術活動の推進	生涯学習課 保健福祉部 障害者関係団体
		文化芸術を活用した人づくり・まちづくり事業	生涯学習課 教育委員会 文化振興財団
		まちの芸術家派遣事業	生涯学習課 文化芸術団体
		日本フィルハーモニー交響楽団大牟田公演における「おおむた未来応援シート」の設置、アンサンブルコンサートの実施	生涯学習課 教育委員会 日本フィルハーモニー交響楽団
		さまざまな分野のトップアーティストや団体による発表や交流の機会の創出	生涯学習課 文化振興財団
		日本フィルハーモニー交響楽団による子ども達への楽器指導	生涯学習課 教育委員会 日本フィルハーモニー交響楽団
多様な文化芸術に触れることができる機会の創出	文化振興財団による自主企画文化芸術事業	文化振興財団	
	大牟田文化会館での学校鑑賞事業	文化振興財団 教育委員会	
	その他の文化施設での文化芸術事業	三池カルタ・歴史資料館 石炭産業科学館ほか	
	文化芸術を活用した人づくり・まちづくり事業	生涯学習課 教育委員会 文化振興財団	
	障害のある人等の文化芸術活動の推進	生涯学習課 保健福祉部	
	有明圏域定住自立圏内の市町が連携した多様な文化芸術の取組み	生涯学習課 文化振興財団	

基本目標	施策	主な取組み	関係団体など
文化芸術活動をよさげにする	市民の文化芸術活動への支援	文化芸術事業への後援・共催	生涯学習課
		文化芸術団体に対する各種助成金制度などの情報提供	生涯学習課
		文化芸術団体を対象とした研修会などの実施	生涯学習課 文化振興財団
		大牟田市民文化のつどいの実施	生涯学習課 文化芸術団体
		文化芸術団体による学校文化部活動支援の取組み	生涯学習課 教育委員会
		文化芸術の創作や発表が可能な場所などの情報の提供	生涯学習課 各場所の管理者
	文化芸術を推進するネットワークの形成と人材の育成	協働型文化芸術事業の実施(実行委員会等の設置)	各種実行委員会
		アートマネージャーやコーディネーターの養成及び支援	文化振興財団 生涯学習課
		文化芸術活動サポーターの育成	生涯学習課 文化振興財団
		大牟田市民文化のつどいにおける合同発表の支援	生涯学習課
		高校生ボランティアによる文化芸術イベントに対するサポートの促進	生涯学習課 文化振興財団
	文化芸術を通じた市民交流や社会参加の促進	地域での文化芸術事業の開催	地域コミュニティ団体 地区公民館 文化振興財団 ほか
		有明圏域定住自立圏内の市町が連携した多様な文化芸術の取組み	生涯学習課 文化振興財団
		障害のある人による文化芸術活動への参画の促進や支援	生涯学習課 保健福祉部
		文化施設による社会包摂事業	文化振興財団 図書館 三池カルタ・歴史資料館 ほか
		高齢者生きがいがづくり社会参加促進事業	高齢者生きがいがづくり社会参加促進事業実行委員会
安全性・利便性の確保のための文化芸術拠点の整備・充実	公共施設維持管理計画等に基づいた文化芸術関連施設の改修	各施設の管理者	
文化芸術の魅力をつたえる	文化芸術に関する情報発信の強化	さまざまな情報発信ツールを活用した文化芸術に関するイベント等の周知	生涯学習課 文化振興財団
		有明圏域定住自立圏域で実施される文化芸術に関するイベント等の周知	生涯学習課 文化振興財団
		文化芸術団体の活動内容の市民周知	生涯学習課
	文化芸術を通じた大牟田の特色や新たな価値の創出とシティプロモーションとの連携	本市の特色を活かした文化芸術事業	生涯学習課 文化施設 各種実行委員会
		文化芸術の魅力を活用したシティプロモーションの取組み	生涯学習課 企画総務部
		市内イベントと連携した文化芸術事業	文化芸術団体など
		身近な施設等でのコンサートなどの実施	文化振興財団 文化芸術団体 など

第4章

第3期プランの推進について

ここでは第3期文化芸術振興プランの推進や各主体の役割などについて記します。

- 1 第3期プランの推進に当たって
- 2 第3期プランの進捗管理と推進体制

1 第3期プランの推進に当たって

1. 重点的に取り組む基本目標

大牟田市の文化芸術の振興を図るためには、行政、市民、文化芸術団体、学校、文化施設などが協力・連携しながら推進していくことが重要です。

また、人口減少が進むなか、持続発展可能なまちづくりに取り組むためには、文化芸術を通して将来のまちづくりの担い手となる子どもや若者の豊かな創造性・感性を育むことは極めて重要です。さらに新型コロナウイルス感染症などの影響で文化芸術の活動力が大きく低下した現状を踏まえ、市民の文化芸術活動の支援を強化することも極めて重要となっています。

このようなことから、第3期プランの推進に当たっては、基本目標1(文化芸術で未来をはぐくむ)及び基本目標4(文化芸術活動をささえる)を重点的に取り組む基本目標として位置づけ、施策の推進を図ります。

また、障害のある人の文化芸術の推進については、第2期プランにおいても施策を掲げていたものの、具体的な取組みにいたっていないことから、取組みを強化することとします。

■第3期プランにおける重点的に取り組む基本目標■

基本目標 1 文化芸術で未来を はぐくむ

子ども達の豊かな創造性や感性を育むとともに持続可能な文化芸術を推進していくために、子どもの頃から文化芸術に触れることができる取組みを進めます。

基本目標 4 文化芸術活動を ささえる

文化芸術団体の支援や交流、ボランティアの育成をはじめ、文化芸術に触れたり、発表するための環境の整備などにより、文化芸術活動を支えることを目指します。

2. 文化芸術基本法の趣旨を踏まえた関係計画の施策推進

平成13年(2001年)に施行された「文化芸術振興基本法」が平成29年(2017年)に「文化芸術基本法」として改正されました。改正された背景は、文化芸術の振興に留まらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むことや、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することがあり、経済的価値・社会的価値を高めることも盛り込まれたことから、大牟田市の各種計画に掲げられた施策との連携や強化を図ることが必要となりました。

そのようなことから、大牟田市の各種関係プランの施策に文化芸術の振興に資する施策や取組みを取り入れ、一体的な推進を図ることとします。

3. 各主体の役割

(1)市民

文化芸術の主役は市民自身であり、市民一人ひとりが文化芸術の担い手として期待されます。文化芸術に関心を持ち、積極的に触れたり、参加したりすることを通して、それぞれの持つ力を存分に発揮し、市民の視点から文化芸術を活性化していくことが望まれます。

また、協働のまちづくり推進条例の理念に基づき、他の主体との協働により文化芸術活動を通じたまちづくりに積極的に参画することも望まれます。

(2)地域コミュニティ団体

各地域では、さまざまな文化的行事や取組みが行われるとともに、地区公民館などでもサークル活動が行われています。このような取組みを通じて人々の交流やつながりを生み出すとともに、地域に伝わる文化や行事を次世代に受け継いでいくことが期待されます。

また、新型コロナウイルス感染症などの影響により地域の文化的行事が減少していることから再開に向けた取組みも必要となっています。

(3)文化芸術団体・市民活動団体

大牟田文化連合会をはじめとした文化芸術団体は、市民の文化芸術活動のけん引役として、それぞれの創造性を発揮し、個性ある文化芸術活動を自律的に展開するとともに、他の団体・機関とも積極的に連携・協力しながら地域の文化芸術振興を推進することが期待されます。また、次世代を担う子どもたちに、優れた文化芸術の体験の機会を提供するとともに、文化芸術を通じた世代間交流、さらには伝統文化を尊重する心や文化芸術を愛好する心情、感性などを育む取組みを推進することが期待されます。

市民活動団体については、地域の課題解決に向けた取組みが行われており、文化芸術活動を行っている市民活動団体も多数、活動を行っています。文化芸術活動を通じた地域課題の解決は、文化芸術を通じたまちづくりの視点からも期待されます。

(4)学校

子どもの創造力、表現力、コミュニケーション力などの豊かな感性や多様な個性を育むため、学校において子どもたちがさまざまな文化芸術に触れ、体験できる機会を充実させることが望まれます。また、子どもたちが歴史・伝統・文化に対する理解を深め、これらを尊重する態度や、文化芸術を愛好する心情を育み、豊かな心の涵養を図るための取組みを推進することが期待されます。

(5)企業

地域の文化芸術振興が地域に活力を与え、地域経済の活性化にもつながることから、積極的に文化芸術事業への協賛・支援を行い、市民や行政と連携して地域の文化芸術活動の担い手、支援者となることが期待されます。

(6)文化施設

施設の目的に応じて質の高い文化芸術事業を実施するとともに、文化芸術活動者の育成や支援

を行い、市民が文化芸術に触れる機会を積極的に創出することが期待されます。また、市民が文化芸術を通して人や社会とつながる交流の拠点となり、「居場所」や「出番」の創出を通じて様々な社会的課題を解決する場となることが期待されます。

(7)行政

市民が文化芸術を創造し、享受し、発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心や理解を深める必要があります。

そのために、第3期プランに則り、大牟田市の特性に応じた文化芸術に関する施策を観光・産業・福祉・教育・まちづくりなどの関連分野を所掌する部局間と十分な連携を図りながら総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及び支援を行う必要があります。

文化芸術情報の提供や活動の場の充実のほか、わくわくシティ基金を活用した財政的支援を通して市民が文化芸術活動を行いやすい環境を整えます。

(8)公益財団法人大牟田市文化振興財団

公益財団法人大牟田市文化振興財団には、広く文化芸術の振興に資する諸事業を行い、公益法人として地域の文化振興と大牟田市の発展に貢献することが期待されます。

そのために、大牟田市の政策実現のパートナーとして、大牟田市と協力して本プランの推進に取り組むとともに、大牟田市や文化芸術団体等と連携を図りながら、より質の高い文化芸術事業を展開することが期待されます。また、「劇場音楽堂等の活性化に関する法律」の施行に伴い、劇場、音楽堂等の事業として地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うことが求められていることから、まちづくりの視点を持った取組みが期待されます。

2

第3期プランの進捗管理と推進体制

1. 第3期プランの進捗管理

第3期プランにおける施策の進捗管理のため、「PDCA マネジメントサイクル²³」に基づき、持続的な施策・事業を実施し、計画の中間年度である令和8年度(2026年度)に見直しを行いながら、効果的な計画の推進を図ります。

文化芸術振興プランの策定

各種調査や国・県などの動向を踏まえ文化芸術振興プランを策定。事業の企画

**Plan
(計画)**

プランに基づいた施策の実施

プランに掲げた施策の実現を図るために取組みなどを実施。

**Do
(実行)**

取組みやプランの見直し

取組み実績の点検・評価の結果に基づき取組みの改善や見直しなどを行う。

**Action
(改善)**

取組みの実績を点検・評価

各取組みの実績やアンケート調査の結果などを基に評価を行う。

**Check
(評価)**

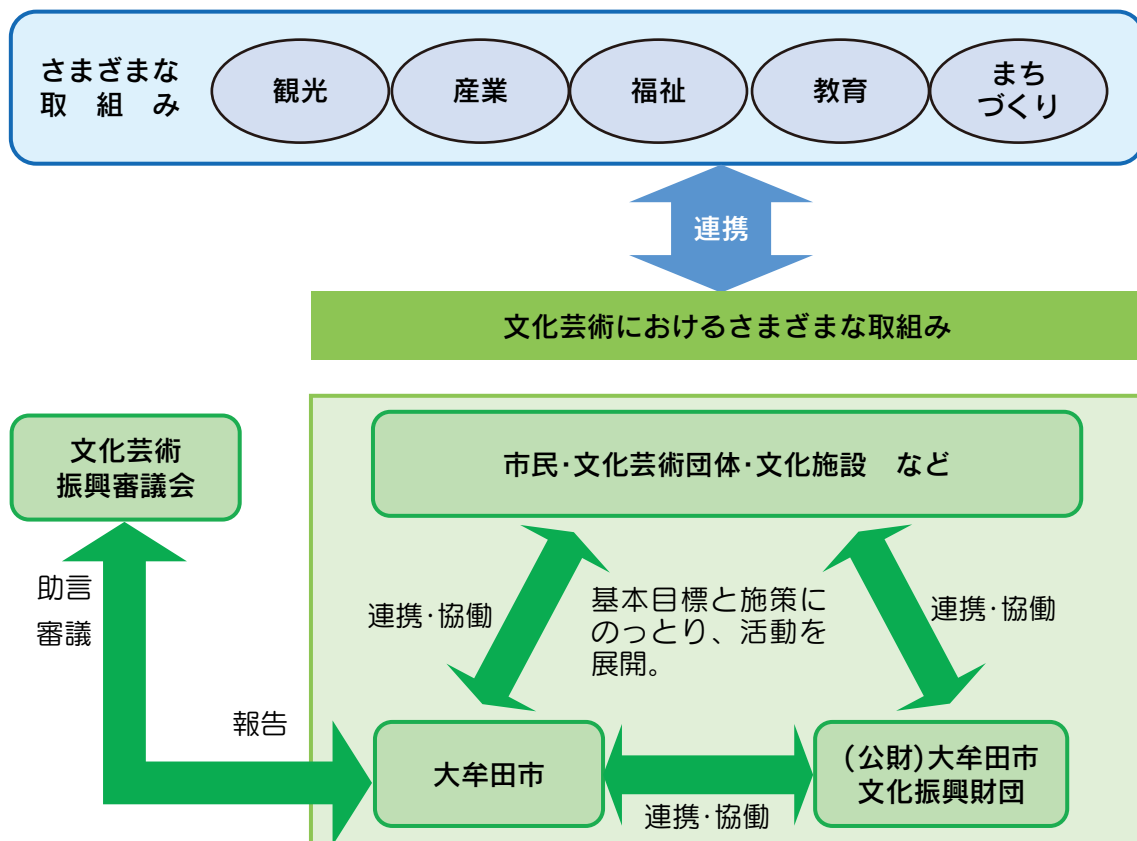
²³ 企業や組織などが目的達成に向けて業務を効率的に進めるためのシステムで、計画を立て、実行し、改善するというような一連の流れのシステム。

2. 第3期プランの進捗管理

文化芸術基本法などの法律の趣旨を踏まえ、観光、産業、福祉、教育、まちづくりなどの分野との連携を強化し、文化芸術を生かした取組みが社会のさまざまな分野へ波及していくことを目指し、施策を展開していきます。

また、第3期プラン推進に当たっては、各主体が役割と責任を持って幅広い連携や協働を進めることも重要です。このため、大牟田市及び文化振興財団が中心となって文化芸術に関する情報を把握するとともに、より効果的な連携や協働が進むためのコーディネートを積極的に行うこととします。

第3期プランに掲げた取組みについては、毎年度毎に把握するとともに取組みの成果や課題に対する検証を行い、文化芸術振興審議会に定期的に報告を行うこととします。文化芸術振興審議会は、この報告内容を審議し、今後の文化芸術振興策に対する助言等を行います。



資料編

文化芸術振興プラン(第3期)の策定に係る各種資料などについて記します。

- ① 文化芸術に関する関係法律
- ② 市民意識調査などから見えてきた主な特徴
(文化芸術振興審議会における資料より抜粋)
- ③ 大牟田市文化芸術振興審議会委員名簿
- ④ 大牟田市文化芸術振興プラン(第3期)の
素案に対する市民意見募集結果
- ⑤ 大牟田市文化芸術振興プラン(第3期)策定
審議の経過
- ⑥ 答申書

1

文化芸術に関する関係法律

1. 文化芸術基本法

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策

を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第5条の2 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第5条の3 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第7条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第36条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第7条の2 都道府県及び市（特別区を含む。第37条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用

に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第18条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第19条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第20条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第22条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第23条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第24条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第29条の2 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第30条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第32条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第34条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備**(文化芸術推進会議)**

第36条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第37条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月23日法律第73号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第2条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成30年6月8日法律第42号)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月7日法律第26号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

2. 劇場音楽堂等の活性化に関する法律 [一部抜粋]**(目的)**

第1条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

を行うものを除く。)をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第3条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 1 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 2 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 3 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 4 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 5 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 6 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 7 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 8 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第4条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第5条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第6条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第7条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第8条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第16条第2項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第9条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3. 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律〔一部抜粋〕

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

第3条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 1 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
- 2 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
- 3 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2

市民意識調査などから見えてきた主な特徴
(文化芸術振興審議会における資料より抜粋)

1. 市民意識調査

(1) 文化芸術の鑑賞について

●市民は新型コロナウイルス感染症などの影響により直接鑑賞する機会が少なくなった

この1年間にホール、劇場、映画館や美術館などで、文化芸術活動を直接鑑賞した市民は、47.8%と半数を割る結果となりました。また、本市が毎年度実施しています「まちづくり市民アンケート」においても、この1年間にホール、劇場、映画館や美術館などで、文化芸術活動を直接鑑賞した市民は、令和3～4年度調査においても50%を下回る結果となり(令和3年度：44.5%、令和4年度：38.2%)、特に、令和4年度調査(令和3年度に直接鑑賞を行った市民の割合)は、4割に満たない結果となりました。一方、令和2年度以前については、半数以上の市民が直接鑑賞している結果となっていることや、直接鑑賞しなかった要因として新型コロナウイルス感染症による影響により鑑賞の機会がなくなったことが最も多かったことから、文化芸術活動を直接鑑賞する市民が大きく制限を受けたことが推察されます。

●市民は興味を持てるアーティストや作品に触れる機会を求めている

文化芸術鑑賞に関心を持つようになると思う項目として、「興味を持てるアーティストや作品に出合う」が54.0%と最も高い値となりました。以上のことから、市民ニーズの把握はもとより、文化芸術に関する情報などを的確に把握し、市民が興味を示すような文化芸術を提供することが重要であることが推察されます。

(2) 文化芸術の参加について

●市民は新型コロナウイルス感染症などの影響により文化芸術活動を行う機会が少なくなった

この1年間に鑑賞ではなく、自ら文化芸術活動の実践(創作や出演、習い事、祭りや体験活動への参加など)をしなかった市民は、2割程度となり、文化芸術活動を行っている市民の割合が低い状況であることが判明しました。低くなった要因としてはさまざまなことが想定されますが、新型コロナウイルス感染症の影響で鑑賞する機会が少なかったことが判明したことから、実践する側も機会が少なかったこと、さらには子どもにおいても学校以外の芸術活動の実践が少なかったことから、全世代に亘って文化芸術活動の機会が制限されたことが推察されます。

●市民は魅力ある内容の活動への参加を求めている

文化芸術活動に参加しやすくなると思う項目として、「魅力ある内容の活動が行われる」が最も高い値となりました。以上のことから、市民ニーズの把握はもとより、文化芸術に関する情報などを的確に把握し、市民が興味を示し参加へと繋がるような文化芸術活動を提供することが重要であることが推察されます。

(3) 文化芸術に関する情報について

●文化芸術に関する情報が十分に届いていない(発信されなかった)

文化芸術に関する情報を得ていると感じている市民は29.7%と、前回調査の41.5%を大きく下回りました。一方、情報を得られていないと感じている市民は、51.7%と前回調査の34.3%よりも17.4ポイント高い結果となりました。また無回答の割合が24.2%から2.5%と大きく減少する結果となりました。文化芸術に関する情報が十分に届いていないと感じている理由については、アンケート

では調査していないため明確な根拠は断定できませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により文化芸術活動が実施されなかったことなどにより、情報そのものが発信されなかったことも影響しているものと推察されます。また、前回調査より無回答が大きく減少したことについても、文化芸術に関する情報が発信されていなかったことによって、情報を得ていないという明確な回答ができたため減少したということも推察されます。

●文化芸術に関する情報は、市の広報誌からの情報を入手する市民は多いものの、紙媒体以外からの情報を得ている市民が増加傾向となっている

文化芸術に関する情報について、市の広報誌からの情報を得ている市民が多いことが改めて判明しました。一方、前回調査との比較では、市の広報誌を選択している市民の割合は多いものの、インターネット、口コミ、テレビ・ラジオ、SNS、ホームページのいわゆる紙媒体以外の方法により情報を得ている市民が増加傾向となったことが判明しました。また、年齢階層別では、各年齢層で最も情報を得ている方法が異なる傾向となっていることから（SNSは29歳以下、インターネットは49歳以下、広報誌は40歳以上など）、文化芸術に関する情報は、アナログとデジタル双方の組み合わせにより、かつターゲットとなる年齢階層に併せた情報を発信することが効果的であることが推察されます。

(4) 公共施設等の利用について

●市民は文化芸術活動の頻度などに応じた公共施設等の利用を行っている

文化芸術活動に利用した公共施設の利用頻度として、文化会館などの文化施設や地区公民館などの社会教育施設を中心に利用されていることが判明しました。また、利用頻度別に見ると年に1回程度の利用が最も多いものの、週に1回程度においては、地区公民館が高齢者を中心に比較的多く利用されるなど、文化芸術活動の頻度に応じた公共施設等の利用が行われていることが判明しました。

●文化施設での音楽公演を求めている市民が多い。関心がない、活動を行っていない市民については、求めているイベントが特定されていない。

文化施設で実施してほしいと思うイベントとして、音楽公演（オペラ・オーケストラ・合唱・吹奏楽・ロック・ポップスなど）を求める市民が多い結果となりました。一方、全ての年代で音楽公演を求める市民が最も多いものの、年齢階層別に見てみると、30歳代や70歳以上の市民については、他の年齢階層と比較した際には多くなく、「わからない」と回答した市民が比較的多い結果となりました。30歳代については、「この1年間に直接鑑賞しなかった理由」について、「関心がないから」が最も多く、文化芸術活動そのものも他の年齢階層と比較した場合には、行っていない割合が高い結果となりました。以上のことから、関心がない、活動を行っていない市民については、求めているイベントについては特定されていないということが推察されます。

(5) 本市の今後の文化振興について

●市民は気軽に親しむことができる身近で質の高い文化芸術の提供を求めている。また、30歳代については、子どもや若者の文化芸術への関心を高めることを求めている。

本市が今後、文化振興を行ううえで、力を入れるべきこととして市民が気軽に文化芸術に親しむことができる身近な催しを充実させることや、コンサートや舞台、美術などで質の高い文化芸術の鑑賞の機会を充実させることを求める市民が多い結果となりました。一方、年齢階層別に見てみると、30歳代については、子どもや若者の文化芸術への関心を高める事業の充実を求める市民が多い結果となりました。以上のことから、子どもや若者の文化芸術への関心を高める事業を充実させることによって、関心力や活動力を高めることが期待できるものと推察されます。

●市民は鑑賞型の文化芸術イベントを強く求めている。

市民が今後、望む文化芸術のイベントについては、鑑賞型の文化芸術のイベントが多い結果となり

ました。一方、年齢階層別に見てみると、40歳代以下を中心にオンライン（インターネット）を活用したイベントを求めているなどイベントの形態も多様化していることも推察されます。

●**子どもの文化芸術活動が充実していると思う市民は少ない。**

子どもの文化芸術活動が充実していると思う市民は、10.9%で前回調査の結果（17.7%）よりも低い結果となりました。一方、思わない市民は、35.0%で前回調査の結果（27.6%）よりも高い結果となりました。また、「わからない」と回答した市民は50.3%と半数を超えるとともに、前回調査の結果（39.1%）よりも高い結果となりました。「わからない」と回答した市民が増加した要因の明確な根拠は分かりませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により子どもの文化芸術活動が実施されなかったことなどにより、情報そのものが発信されなかったことも影響しているものと推察されます。

●**市民は子どもが文化芸術に親しむために、学校での鑑賞の機会や体験活動などの文化芸術活動を強く望んでいる。**

子どもが文化芸術に親しむためには、学校での音楽や演劇、美術などの鑑賞の機会や、文化会館などでの体験、親子体験などを望んでいる市民が多いことが判明し、特に20歳代、40歳～50歳代につきましては、学校での鑑賞の機会や体験活動を強く望む結果となりました。また、子どもの文化芸術体験について、何が重要かの質問においても学校における公演や展示、鑑賞体験、さらには音楽やダンスなどの実演体験などが重要であると回答した市民も多かったことから、市民は学校での文化芸術活動を強く望んでいることが推察されます。

(6) 文化芸術活動の盛んなまちにするためのアイデアなど[自由記述欄]

●**市民は文化芸術に触れる（参加する・鑑賞する・体験する）機会を望んでいる。**

文化芸術活動への参加や体験、文化芸術作品等の鑑賞など、文化芸術に触れる機会を望む意見が多く寄せられました。中でも子ども世代が文化芸術に触れることが重要である旨の意見が多くあるとともに、学校教育の中での文化芸術に触れる機会を設けることを望む意見が多くありました。さらに、子どもの文化芸術体験については、親子参加型の体験を希望する市民が多いことも判明しました。以上のことから、市民は文化芸術に触れる機会を望んでいるとともに、子ども世代から文化芸術に触れる機会を設けることが重要であることを感じている市民が多いことが推察されます。

●**市民は文化芸術に触れるための条件や環境の整備などを望んでいる。**

文化芸術に触れるため、気軽に鑑賞や体験ができる機会や地区公民館などの身近な施設での機会の創出、駐車場の整備や子どもが文化芸術に触れることができるためのスペースの確保などを望む意見が多く寄せられました。また、文化芸術に触れるための助成制度（無料や割引制度）などを望む意見も多く寄せられました。さらには、コンサート等においても聴覚障害を持つ方々にも鑑賞ができるような聴覚支援システムの導入など、文化芸術に触れるための合理的配慮を求める意見も寄せられました。以上のことから、市民は気軽に文化芸術に触れる機会を得るための条件や環境の整備、社会的包摂に向けた対応などを望んでいることが推察されます。

●**市民は文化芸術に関する分かりやすい情報発信を望んでいる。**

文化芸術や文化会館などに関する情報について、十分に届いていないと感じている意見が多く寄せられました。また、情報発信の手法の工夫（ポスターやチラシ、ホームページの改善や充実、メディアの活用など）を望む意見も多く寄せられました。文化芸術に関する情報については、市や文化施設、各種団体等においてもさまざまな手法を用いて情報発信しているところですが、その情報が十分に届いていないとともに、分かりやすい情報発信などの工夫が必要であることが推察されます。

●**さまざまな分野の文化芸術に対するイベントやアイデアの提案が寄せられ、文化芸術のイベントに対する高い関心や要望がある。**

音楽・美術・演劇等のさまざまな分野のイベントやアイデアの提案が多く寄せられました（約60件）。以上のことから、市民意識調査に回答した市民は、文化芸術のイベントやアイデアに対して高い関心や要望があることが推察されます。

2. 若者アンケート調査

（1）興味ある文化芸術の分野や関心を持つための取組みについて

●若者は文化芸術への興味はあるものの、直接鑑賞の増加には繋がっていない。

どのような芸術分野に興味があるかの質問において、音楽（52.4%）、映画（44.0%）、美術（絵画、書、写真など：26.2%）が比較的高い結果となりました。また、どれにも興味がないと回答した若者は1.2%と低い結果となりました。一方、1年間でどのような催しに参加・直接鑑賞したかの質問には、映画（31.0%）や音楽（28.6%）は比較的高かったものの、どれにも参加していない割合は、27.4%と回答割合の中では比較的高い割合となりました。以上のことから、若者は文化芸術に関心はあるものの、直接鑑賞などの具体的な行動までには大きく繋がっていないことが推察されます。

●若者は時間的余裕や近くで魅力的な催し物がないことなどから参加していない

文化芸術活動に参加しない、または参加しにくい理由として、「忙しくて時間的な余裕がない（35.7%）」や「近くで文化芸術の催しが開催されない（29.8%）」、「参加・鑑賞したいと思う魅力的な催し物がない（27.4%）」が主な理由として挙げられました。以上のことから、若者は、時間的な余裕がないことや近くで魅力的な催し物がないことなどから、文化芸術活動に参加していないことが推察されます。

（2）文化芸術に関する情報や文化芸術に関心を持つための方策について

●若者の文化芸術に関する情報は紙媒体以外からの入手が多い

情報の入手方法としては、インターネット（40.5%）、SNS（36.9%）、テレビ・ラジオ（22.6%）が高い割合となり、紙媒体以外からの情報を得ていることが判明しました。

●若者は学校における体験する機会の充実や子どもの頃から親しむ機会があることなどを望んでいる

若い世代が文化芸術に関心を持つための方策について、「学校の部活動など、体験する機会が充実している（40.5%）」や「子どもの頃から文化芸術に親しむ機会がある（32.1%）」、「若者の興味に合わせた催し物を増やす（32.1%）」が高い割合となり、学校における体験する機会の充実や子どもの頃から親しむ機会、さらには、若者の興味に併せた催し物が行われることを望んでいることが判明しました。

3. 子どもの文化芸術に関するアンケート調査（子ども・保護者・学校）

（1）子どもが文化芸術に触れる（鑑賞や体験・経験）ことについて

●子どもが文化芸術に触れることは重要と感じている

子どもが文化芸術に触れることが重要と回答した学校は100.0%（思う:89.3%、どちらかといえば思う:10.7%）となりました。また、保護者についても、96.6%（思う:56.6%、どちらかといえば思う:40.0%）と9割を超える回答となりました。以上のことから、学校や保護者は子どもが文化芸術に触れることは重要と感じていることが推察されます。

●子どもが文化芸術に触れる機会を与えたいと感じている

子どもが文化芸術に触れる機会を与えたいと回答した学校は100.0%（思う:78.6%、どちらかと

いえる:21.4%)となりました。また、保護者についても、97.3% (思う:56.6%、どちらかといえる:40.0%)と9割を超える回答となりました。以上のことから、学校や保護者は子どもが文化芸術に触れる機会を与えたいと感じていることが推察されます。

●子どもが文化芸術に触れる機会は充実していないと感じている

子どもが文化芸術を実際に鑑賞したり体験する機会は、充実していないと回答した学校は64.2% (思わない:7.1%、どちらかといえる:57.1%)となりました。また、子どもがこの1年間で学校での経験を除き、実際に文化芸術を経験する機会がなかったと回答した保護者は、57.2%と、機会があった保護者の32.4%を上回る結果となりました。以上のことから、子どもが文化芸術に触れる機会が充実していないことが推察されます。

●子どもが文化芸術に触れる機会を提供するための課題として、時間的・金銭的・環境的な要因が重なっている

学校では、子どもが文化芸術に触れる機会を提供するための課題として、授業単位の時間がない(67.9%)や費用面の課題(64.3%)、さらには会場までの送迎(50.0%)が主な課題として挙げられました。一方、保護者からは、保護者が忙しくて時間がない(43.4%)や文化芸術活動に関する情報がわからない(40.7%)、金銭面の課題(35.2%)が主な理由として挙げられました。また、子どもの関心がない(31.7%)といった理由も挙げられました。以上のように、子どもが文化芸術に触れる機会を提供するための課題は、時間的・金銭的・環境的・情動的な要因が重なっていることが推察できます。

●子どもは、美術、音楽、ダンス、漫画・アニメの分野の関心が高い。また親子で文化や芸術を体験するイベントを望んでいる。

子どもが文化芸術分野のうち、美術(絵・書道・写真など)、音楽、ダンス・踊り、映画以外のメディア(マンガ、アニメなど)が高い割合となりました。また、1年間でどのような催しに参加したり見たり聞いたりしたかの質問においても、当該分野が高い割合となりました。希望する文化芸術に関するイベントでは、親子で体験することができるイベントを望む意見が多くありました。

(2) 本市における子どもの文化芸術活動について

●保護者は本市における子どもの文化芸術活動が充実していないと感じている

本市における子どもの文化芸術活動について、充実していると回答した保護者は19.3% (思う:4.8%、どちらかといえる:14.5%)に留まり、充実していないと回答した保護者は42.8% (思わない:15.2%、どちらかといえる:27.6%)と充実していると回答した保護者を上回る結果となりました。以上のことから、保護者は本市における子どもの文化芸術活動が充実していないと感じていることが推察されます。一方、「わからない」と回答した保護者は37.2%と最も高くなりました。「わからない」が最も高くなった明確な根拠は分かりませんが、新型コロナウイルス感染症の影響により子どもの文化芸術活動が実施されなかったことなどにより、情報そのものが発信されなかったことも影響しているものと推察されます。

●子どもが一層、文化芸術に親しむためには学校での鑑賞や体験の機会を充実させるとともに、そのための支援策も必要

子どもが一層、文化芸術に親しむための充実策として、学校では、「学校での音楽や演劇、美術などの文化芸術の鑑賞や体験の機会(71.4%)」が最も高く、次に「質の高い文化芸術にふれる機会(42.9%)」、「親子で文化芸術を楽しめる鑑賞、体験の機会(28.6%)」と続きました。また、保護者についても「学校での音楽や演劇、美術などの文化芸術の鑑賞や体験の機会(73.8%)」が最も高く、次に「文化施設などにおける子ども向けの鑑賞や体験の機会(29.0%)」、「地域の祭りや伝統芸能など郷土の文化の学習、体験、発表の機会」と「親子で文化芸術を楽しめる鑑賞、体験の機会」

が共に25.5%と続きました。以上のことから、子どもの文化芸術活動を充実させるためには学校での鑑賞や体験の機会を充実させることが重要であることが判明しました。一方、学校が回答した学校での文化芸術活動を充実させるための支援策としては、「費用面の支援」、「文化芸術団体やアーティストの紹介や調整」、「文化芸術事業に係る助成申請の手続き」などが高い割合となり、文化芸術活動を実施する上での財政的な支援や企画、連絡調整などの支援が必要であることも判明しました。

4. 文化芸術活動団体に対するアンケート調査

(1) 文化芸術団体の活動や組織面の課題について

●文化芸術活動者の高齢化、文化芸術団体の担い手不足が課題

大牟田市民文化のつどいの参加団体に対するアンケートによると、組織や活動について困っていることとして、会員不足（82.4%）と会員の高齢化（76.5%）、後継者がいない（47.1%）、活動資金（41.2%）が比較的高い割合となりました。また、地区公民館の定期登録サークルについては、会員の高齢化（75.0%）が特に高く、会員不足（56.6%）、後継者がいない（19.7%）と続く結果となりました。両分野の団体共に会員の高齢化と会員不足、後継者不足が活動や組織面の課題として感じていることが推察されます。

●活動資金の課題は一定の費用を投じて活動している団体に多く見られる

イベント等での発表を行うに当たり心配なこととして、活動資金を挙げたのは大牟田市民文化のつどいの参加団体については、41.2%となりましたが、公民館の定期登録サークルについては、2.6%と比較的低い結果となりました。大牟田市民文化のつどいの参加団体については、そのほとんどが大牟田文化連合会に加盟している文化芸術団体で、大牟田文化会館などの文化施設において一定の費用（会場使用料・附属設備・演出や設置に係る費用・指導者謝礼など）を投じて活動を行っていることから、会員数の不足が運営面における資金の捻出にも影響していることが推察されます。

(2) 子どもや若者の参加・育成につながる取組みについて

●子どもや若者の参加・育成につながる取組みを実践している、または望んでいる文化芸術団体が多い

大牟田市民文化のつどいの参加団体では、大牟田市民文化のつどいにおいて子どもや若者の参加・育成につながる取組みを行っている割合が58.8%、（行いたいものの）できなかった割合は29.4%と、9割近い団体が実践または実践を望んでいることが判明しました。また、公民館の定期登録サークルについても、子どもや若者の参加・育成につながる取組みを行っている割合が39.5%、（行いたいものの）できなかった割合は14.5%と、半数以上の団体が実践または実践を望んでいることが判明しました。子どもや若者の参加・育成につながる取組みを実践している、または望んでいる文化芸術団体が多い要因としては、さまざまなことが想定されますが、文化芸術団体が持つ技術、文化芸術が持つ魅力を子どもや若者に継承したいこと、さらには、子どもや若者と関わることによって期待される各団体の活動の活性化へと繋がることなどが推察されます。

●活動や組織形態などによって子どもや若者の参加・育成への取組みや意識が異なっている

大牟田市民文化のつどいの参加団体では、約9割の団体が子どもや若者の参加・育成につながる取組みを実践または実践を望んでいることが判明しました。一方、公民館の定期登録サークルについては、半数以上の団体が実践または実践を望んでいるものの、行っていない団体も46.1%と最も高い割合となりました。大牟田市民文化のつどいの参加団体と公民館の定期登録サークルとでは、活動や組織の形態、さらには活動の範囲なども異なっていることから、文化芸術活動に係る子どもや若者の参加・育成への取組みや意識が異なっていることが推察されます。

(3) 発表の機会における課題について

●活動や組織形態などによって発表の機会における課題の大きさや内容が異なっている

大牟田市民文化のつどいの参加団体では、発表会の開催にあたり心配と感じている内容については、運営面での人手不足の心配や資金面の心配の割合がそれぞれ41.2%と最も高い割合となりました。一方、公民館の定期登録サークルについては、「わからない」(67.1%)が最も高く、次いで運営面での人手不足(19.7%)となりました。大牟田市民文化のつどいの参加団体と公民館の定期登録サークルとでは、活動や組織の形態、さらには活動の範囲なども異なっていることから、発表の機会における課題についても異なっていることが判明しました。要因については、さまざまなことが想定されますが、大牟田市民文化のつどいの参加団体については、自ら会場を確保し発表の機会のための諸準備、費用の捻出などを自ら行っていることに対し、公民館定期登録サークルについては、その発表の場の中心が地区公民館の文化祭や生涯学習ボランティア登録制度(愛称:まなばんかん)によるボランティア派遣など、発表の場や機会が一定確保された中での対応であることから、両分野の団体が抱える課題の大きさや意識に差異が生じたものと推察されます。

●発表の機会を自ら企画している文化芸術団体は、イベントの告知や発表に係る人的支援を求めている

大牟田市民文化のつどいの参加団体が抱える発表における課題解決のために最も必要と感じているサポートでは、イベントの告知が41.2%と最も高く、次に運営などの長期的支援(29.4%)、受付などの短期的支援(29.4%)、となりました。一方、公民館の定期登録サークルについては、無回答が68.4%と最も高い結果となりました。大牟田市民文化のつどいの参加団体などの発表の機会を自ら企画している文化芸術団体は、イベントの告知や発表に係る人的支援を求めていることが推察されます。

(4) これからの文化芸術活動に関するアイデアや意見など[自由記述欄]

●文化芸術団体は文化芸術活動を通じたさまざまな交流を望んでいる。

文化芸術団体に対するアンケート調査の自由記述欄では、文化芸術活動を通じた交流を望む意見が多く寄せられました。具体的には、子どもや若者(高校生含む)との交流、他の文化芸術分野の団体との交流、サークル相互の交流、地区公民館の他のサークルとの交流、地域コミュニティ組織との交流など、世代・分野・拠点・組織を越えた交流を望んでいることが判明しました。

●文化芸術団体はさまざまな機会を捉えての発表の場を望んでいる。

文化芸術団体に対するアンケート調査の自由記述欄では、交流も含めたさまざまな機会を捉えた発表の場を望む意見が多く寄せられました。また、発表についても、これまでの発表の場の継続だけでなく、合同発表会や他の団体との交流発表会、これまでの発表会場とは異なる場所での発表など、趣向を凝らした発表を望んでいることが判明しました。

3

大牟田市文化芸術振興審議会委員名簿

役職	区分	委員名	団体名
会長	学識経験者	日下部 信	九州大谷短期大学
	文化団体	野中 邦敏	大牟田文化連合会
	文化団体	深浦 洋子	大牟田文化連合会
	文化団体	木村 法子	大牟田音楽家協会
副会長	文化施設	甲斐田 みゆき	大牟田文化会館
	文化施設	梶原 伸介	大牟田市立三池カルタ・歴史資料館
	地域団体	右田 忠義	大牟田クラシックギター愛好会
	市民	香山 真理子	市民公募
	教育機関	北島 三津子	大牟田市中・特別支援学校校長会
	教育機関	猿渡 邦浩	大牟田市高等学校校長会

4

大牟田市文化芸術振興プラン(第3期)の素案に対する
市民意見募集結果

1. 市民意見募集の実施概要

(1) 募集期間

令和5年10月1日(日)～令和5年10月31日(火)

(2) 閲覧方法、閲覧場所

市ホームページ、情報公開センター、各地区公民館、文化会館、えるる、図書館、生涯学習課

(3) 提出方法

市ホームページ、郵送、ファクス、閲覧場所に設置した意見提出袋、持参

(4) 周知方法

広報おおむた及び市ホームページへの記事掲載

2. 市民意見募集の結果

0件

5

大牟田市文化芸術振興プラン(第3期)策定審議の経過

年度	日程	内容
令和4年度	9月30日～10月21日	市民意識調査
	3月23日	文化芸術振興審議会 ○プランの改訂について ○市民意識調査結果速報
令和5年度	5月18日	副部長等会議 ○策定方針案等について ○今後のスケジュール
	5月23日	第1回文化芸術振興審議会 ○諮問 ○現行プランの成果と課題 ○市民意識調査から見えてきたこと ○策定方針案等について
	7月25日	市民教育厚生委員会 ○プラン改訂に向けた取組み(中間報告)
	8月7日	定例教育委員会 ○プラン改訂に向けた取組み(中間報告)
	8月24日	副部長等会議
	9月1日	第2回文化芸術振興審議会 ○各種調査から見えてきたこと ○プラン素案について
	9月13日	市民教育厚生委員会 ○プラン素案について
	10月1日～10月31日	市民意見募集
	10月12日	第3回文化芸術振興審議会 ○プラン案について ○市民意見募集の速報
	10月26日	定例教育委員会 ○プラン素案について
	11月13日	社会教育委員の会議 ○プラン素案について
	11月22日	第4回文化芸術振興審議会 ○市民意見募集結果について ○答申案について
	11月30日	答申
	12月7日	市民教育厚生委員会 ○市民意見募集結果報告 ○答申内容とプラン改訂案について
	1月17日	定例教育委員会 ○市民意見募集結果報告 ○答申内容とプラン改訂案について
1月30日	経営会議 ○プランの改訂について	

令和5年11月30日

大牟田市長 関 好孝 殿

大牟田市文化芸術振興審議会
会 長 日下部 信

大牟田市文化芸術振興プラン改訂案について（答申）

令和5年5月23日付生第258号により諮問を受けた標記の件について、下記のとおり答申します。

記

大牟田市では、文化芸術を通して、一人ひとりが心豊かで質の高い生活を送り、創造性に富んだ活力ある地域社会を実現することを目的に、平成27年に「大牟田市文化芸術振興プラン(2015～2019)」を策定しました。そして、令和2年には「大牟田市文化芸術振興プラン(2020～2023)」へと引き継がれ、「文化芸術に親しみ心豊かに生活できるまち」を目指す施策が進められてきました。

しかし、令和2年7月の豪雨災害やパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の文化芸術を取り巻く状況が大きく変わり、文化芸術振興の施策の推進においても影響が生じる事態となりました。

そのような中で、当審議会において慎重に審議を重ねてまいりました。そして、「文化芸術に触れることによって心豊かで持続可能な大牟田の未来を創る」という基本理念のもと、改訂案は今後の5年間における具体的な施策が体系的に組み立てられており、その内容は全体として妥当であるという結論を得ました。よって、別添の「大牟田市文化芸術振興プラン改定案」のとおり答申いたします。

なお今後も、本市の文化芸術の振興にあたっては、諸情勢の変化等にも適切に対応されるとともに、次の事項に十分配慮されることを要望いたします。

1. 文化芸術を通じた人づくり、まちづくりの取組みについて

平成29年の「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」への全面改訂や関係法律の制定、さらには、国及び福岡県における文化芸術関連計画の策定などを踏まえ、文化芸術の振興が単に心豊かな感性を育む人づくりだけでなく、さまざまな分野における課題解決や施策の推進など、まちづくり全般の概念に繋がるような取組みの充実と庁内の関係部局、庁外の関係機関・関係団体との連携や協働の拡充に取り組まれない。特に障害のある人の文化芸術の推進については、具体的な取組みを行われたい。

2. 文化芸術で未来をはぐくむ取組みと文化芸術活動をささえる取組みについて

人口減少が進むなか、持続発展可能なまちづくりに取り組むためには、文化芸術を通して将来のまちづくりの担い手となる子どもや若者の豊かな創造性・感性を育むことは極めて重要である。また、新型コロナウイルス感染症などの影響で文化芸術の活動力が大きく低下した現状を踏まえ、市民の文化芸術活動の支援を強化することも極めて重要となっていることから、重点的基本目標である基本目標1（文化芸術で未来をはぐくむ）と基本目標4（文化芸術活動をささえる）について、各主体が役割と責任を持って、かつ緊密な連携を図りながら取り組まれない。

基本目標1（文化芸術で未来をはぐくむ）については、学校との連携による取組みを拡充されたい。また、基本目標4（文化芸術活動をささえる）については、より多くのかつ多様な文化芸術家や団体の活動力の向上や支援の強化に取り組まれない。

3. 文化芸術を身近な地域や空間で触れることができる取組みについて

今後、ますます高齢化が進行する中において移動困難者などが増え、文化施設などに行くことが困難な市民も増加することが想定される。また、誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりの理念に基づき、誰もが文化芸術に触れることができるためには、身近な地域や空間で触れることができる条件や環境の整備も必要と思われる。

このようなことから、誰もが文化芸術を身近な地域や空間で触れることができる取組みをより一層充実されたい。

4. 文化芸術に関する情報発信の強化について

文化芸術に関する情報発信の効果的な方法などについて、今後、関係機関や団体で協議を行い具体的な強化策を講じられたい。

5. さまざまな主体における交流や協働について

人口減少や高齢化等により文化芸術団体の会員数が減少しており、その結果、単独での発表やイベントの実施が困難となってきたケースが増加していることや、文化芸術事業を実施する側においては、多様な市民ニーズに対応するために実行委員会方式による協働実施のケースも増加している現状を踏まえ、さまざまな主体における交流や協働の機会を充実されたい。

6. プラン策定後の市民周知について

本改訂プラン策定後は、広く市民に周知を図るため、周知活動を工夫されたい。

